

第425回山口地方最低賃金審議会(議事要旨)

1 日 時 令和3年7月26日(月)14時01分～15時54分

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館 5階共用第一会議室

3 出席者 公益代表委員 5名
労働者代表委員 5名
使用者代表委員 5名

4 議 題

- (1) 令和3年度地域別最低賃金の改正の目安について
- (2) 山口県最低賃金の改定決定に係る関係労使の意見について
- (3) 特定最低賃金の改定決定の必要性の有無について(諮問)
- (4) その他

5 議事概要

- (1) 中央最低賃金審議会の答申について、事務局から説明をした。
- (2) 令和3年賃金改定状況調査結果の賃上げ状況を事務局から説明をした。
- (3) 生活保護と山口県最低賃金の比較について、事務局から説明をした。
- (4) 山口県最低賃金の改定決定に関して、7団体から意見書の提出がされ、このうち3名の参考人が意見陳述をされた。
- (5) 山口県特定(産業別)最低賃金の4業種について、局長から改定決定の必要性の有無について諮問がされ、公労使の全会一致により必要性ありと採択された。
- (6) 「山口県特定最低賃金の諮問にかかる関係労使からの意見聴取公示」及び「山口県特定最低賃金専門部会の委員候補者の推薦公示」について、事務局から説明をした。なお、公示締切日は8月13日(金)とする。
- (7) 公開した会議については「議事録」を、非公開した会議については「議事要旨」をそれぞれ作成し、山口労働局HPに掲載する旨、事務局から説明をした。なお、事務局が準備した会議資料については、公開の有無に関係なく、すべて当局HPに掲載する旨、事務局から説明をした。

令和3年度

第425回山口地方最低賃金審議会

令和3年7月26日(月)14時00分から
山口地方合同庁舎2号館5階共用第一会議室

議 題

- 1 令和3年度地域別最低賃金改定の目安について
- 2 山口県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見について
- 3 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)
- 4 その他

資料目次

- 1 第56期 山口地方最低賃金審議会委員名簿
- 2 賃金改定状況調査の集計誤りについて
- 3 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）
- 4 令和3年賃金改定状況調査結果
- 5 生活保護と最低賃金
- 6 意見書
 - (1) 全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合
 - (2) 山口県労働組合総連合・山口県労働組合総連合非正規部会
 - (3) 山口県高等学校教職員組合
 - (4) 山口県教職員組合
 - (5) コープやまぐち労働組合
 - (6) 生協関連一般労働組合中四国
 - (7) 山口県自治体労働組合連合
- 7 特定最低賃金(改正)申出書形式審査一覧表

第56期 山口地方最低賃金審議会委員名簿 (任期 令和3.4.22~5.4.21)

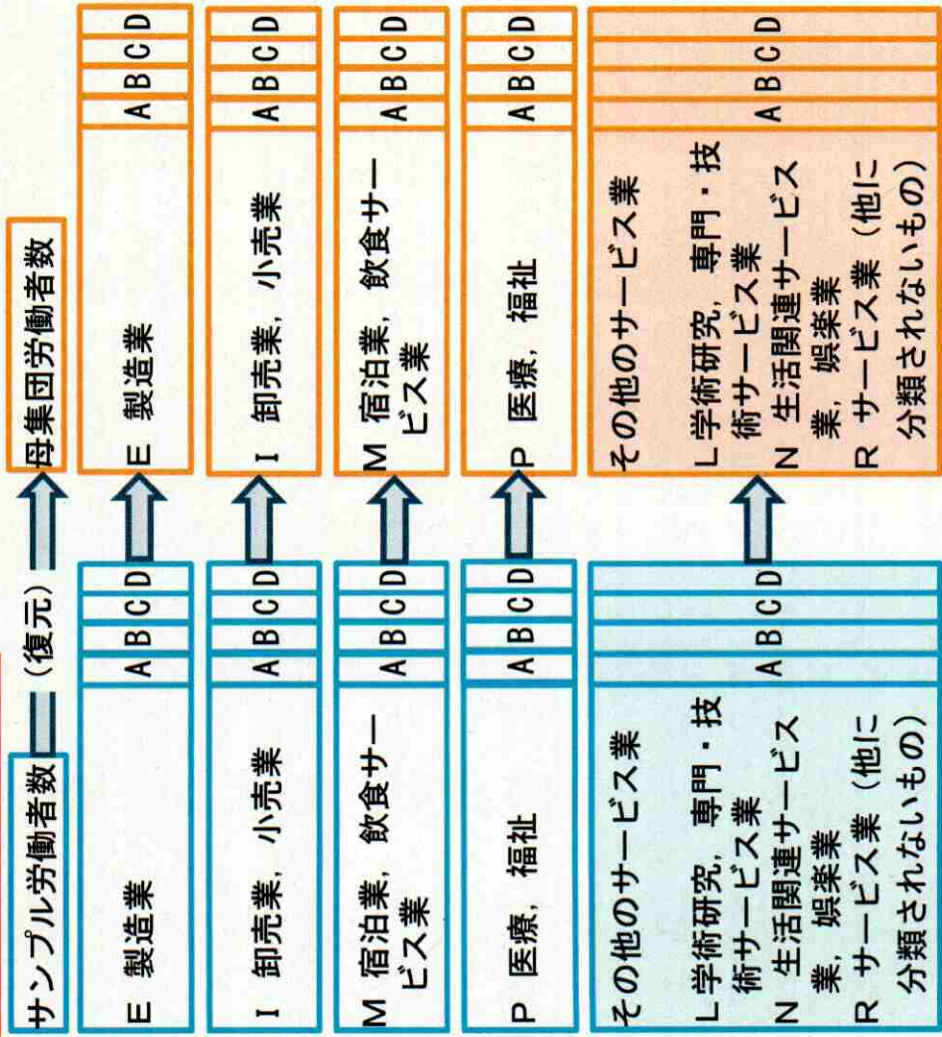
区分	ふりがな 氏名	現職
公益代表委員	あかな やすひろ 赤穴 泰博	山口朝日放送株式会社顧問
	こばやし とものり 小林 友則	国立大学法人山口大学経済学部准教授
	たなか ゆみこ 田中 裕美子	公立大学法人下関市立大学経済学部教授
	とおりやま かずし 通山 和史	弁護士
	はましま きよし 濱島 清史	国立大学法人山口大学経済学部教授
労働者代表委員	くらしげ りか 倉重 里加	日本労働組合総連合会山口県連合会副事務局長
	とみた ひろゆき 富田 博之	パナソニック デバイス労働組合 山口支部 支部執行委員長
	ながかわ じゅんいち 長川 順一	日本基幹産業労働組合連合会山口県本部事務局長
	ふじた えいじ 藤田 英二	日本労働組合総連合会山口県連合会副事務局長
	やまもと あきひろ 山本 章宏	UAゼンセン山口県支部支部長
使用者代表委員	あの てつお 阿野 徹生	山口県経営者協会専務理事
	おくだ ひろし 奥田 宏	山口県商工会連合会専務理事
	くにしげ あつお 国重 敦生	下関商工会議所専務理事(兼)山口県商工会議所連 合会専務理事
	さかもと たつお 坂本 竜生	山口県中小企業団体中央会専務理事
	なかむら まさこ 中村 眞佐子	中村建設株式会社取締役

(敬称略、50音順) 3.7.1

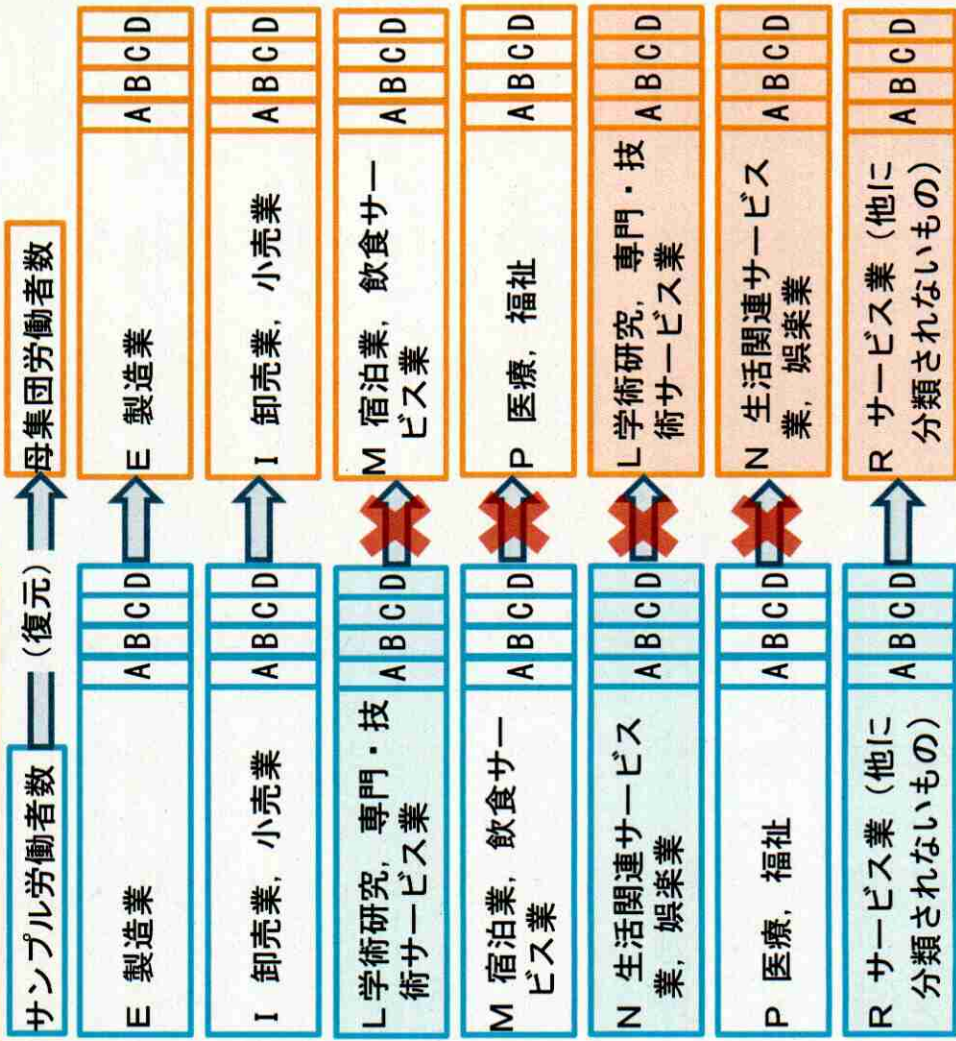
賃金改定状況調査の集計誤りについて

- 賃金改定状況調査の集計に当たっては、産業、ランク別のサンプル労働者数を、母集団労働者数に還元して集計を行っている。
- 令和2年調査より、それまで「その他のサービス業」として一体で集計していた「L 学術研究、専門・技術サービス業」、「N 生活関連サービス業、娯楽業」及び「R サービス業（他に分類されないもの）」を分けて集計することとし、集計プログラムの変更を行った際、一部の産業で別の産業の母集団労働者数を用いるという誤った改修を行ったため、集計値に誤りが生じた。

令和元年まで



令和2年、令和3年



(アルファベット順)

(令和元年までと同じ順番)

【訂正後】 第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率(男女別内訳)

(円、%)

性 フランク	産業計						製造業						卸売業、小売業						学術研究、専門・技術サービス業						宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業(他に分類されないもの)					
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率													
	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月														
男	A	1,514	1,536	1.5	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	(0.2)	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	(0.2)	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	(0.2)															
	B	1,383	1,392	0.7	0.8	1,401	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	(0.9)	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	(0.9)	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	(0.9)															
	C	1,305	1,322	1.3	1.1	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	(0.1)	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	(0.1)	1,258	1,267	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	(0.1)															
	D	1,192	1,202	0.8	1.9	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,266	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	(2.0)	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	(2.0)	1,203	1,220	1.4	2.2	1,262	1,283	1.7	(2.0)															
	計	1,391	1,407	1.2	1.3	1,381	1,393	0.9	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,772	1,793	1.2	(0.6)	1,144	1,171	2.4	1.7	1,235	1,250	1.2	(0.6)	1,359	1,376	1.3	2.2	1,540	1,558	1.2	(0.6)															
男	A	1,772	1,786	0.8	0.9	1,671	1,689	1.1	1.0	1,848	1,865	0.9	0.5	2,256	2,287	1.4	(-0.2)	1,441	1,448	0.5	1.7	1,539	1,546	0.5	(-0.2)	1,708	1,715	0.4	3.5	1,882	1,893	0.6	(-0.2)															
	B	1,665	1,672	0.4	0.4	1,648	1,643	-0.3	0.1	1,759	1,760	0.1	0.7	2,142	2,150	0.4	(0.2)	1,246	1,270	1.9	-0.1	1,193	1,202	0.8	(0.2)	1,530	1,547	1.1	1.1	1,885	1,918	1.8	(0.2)															
	C	1,573	1,588	1.0	0.7	1,573	1,582	0.6	0.7	1,655	1,677	1.3	0.5	1,910	1,955	2.4	(-0.3)	1,233	1,241	0.6	2.6	1,486	1,496	0.7	(-0.3)	1,419	1,415	-0.3	3.6	1,526	1,537	0.7	(-0.3)															
	D	1,404	1,411	0.5	1.4	1,349	1,369	1.5	1.0	1,497	1,495	-0.1	1.6	1,669	1,712	2.6	(1.9)	1,157	1,144	-1.1	1.2	1,178	1,179	0.1	(1.9)	1,310	1,323	1.0	-0.4	1,396	1,431	2.5	(1.9)															
	計	1,653	1,665	0.7	0.8	1,601	1,612	0.7	0.7	1,739	1,751	0.7	0.7	2,054	2,086	1.6	(0.2)	1,323	1,332	0.7	1.3	1,396	1,402	0.4	(0.2)	1,529	1,538	0.6	2.3	1,740	1,758	1.0	(0.2)															
女	A	1,317	1,343	2.0	1.9	1,171	1,191	1.7	1.3	1,340	1,359	1.4	1.8	1,599	1,612	0.8	(1.1)	1,179	1,219	3.4	1.1	1,265	1,301	2.8	(1.1)	1,440	1,461	1.5	3.4	1,426	1,450	1.7	(1.1)															
	B	1,181	1,183	1.0	1.7	1,060	1,066	0.6	1.6	1,210	1,214	0.3	1.4	1,401	1,392	-0.6	(1.9)	1,060	1,082	2.1	3.2	1,069	1,082	1.2	(1.9)	1,322	1,342	1.5	0.4	1,269	1,281	0.9	(1.9)															
	C	1,114	1,134	1.8	2.0	1,003	1,017	1.4	1.6	1,110	1,130	1.8	2.8	1,284	1,333	3.8	(0.5)	1,008	1,041	3.3	2.1	1,112	1,110	-0.2	(0.5)	1,228	1,238	0.8	2.1	1,162	1,183	1.8	(0.5)															
	D	1,054	1,067	1.2	2.4	938	965	2.9	2.3	1,066	1,066	0.0	1.7	1,205	1,222	1.4	(1.9)	956	973	1.8	3.4	938	951	1.4	(1.9)	1,175	1,193	1.5	2.8	1,091	1,105	1.3	(1.9)															
	計	1,201	1,220	1.6	1.9	1,070	1,086	1.5	1.6	1,210	1,223	1.1	1.9	1,464	1,480	1.1	(1.3)	1,087	1,119	2.9	2.0	1,144	1,163	1.7	(1.3)	1,322	1,340	1.4	2.3	1,271	1,291	1.6	(1.3)															

【訂正前】 第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	産業計						製造業						卸売業、小売業						学術研究、専門・技術サービス業						宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業（他に分類されないもの）																					
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率																									
	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年																												
男	1,589	1,611	1.4	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,898	1,918	1.1	(0.2)	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	(0.2)	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	(0.2)	1,458	1,464	0.4	0.8	1,401	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	(0.9)	1,106	1,123	1.2	(0.9)	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	(0.9)								
女	1,359	1,380	1.5	1.1	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	(0.1)	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	(0.1)	1,258	1,267	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	(0.1)	1,455	1,472	1.2	1.3	1,381	1,393	0.9	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,770	1,790	1.1	(0.6)	1,132	1,158	2.3	1.7	1,247	1,262	1.2	(0.6)	1,367	1,384	1.2	2.2	1,540	1,558	1.2	(0.6)
計	1,856	1,874	1.0	0.9	1,671	1,689	1.1	1.0	1,848	1,865	0.9	0.5	2,256	2,287	1.4	(-0.2)	1,441	1,448	0.5	1.7	1,539	1,546	0.5	(-0.2)	1,708	1,715	0.4	3.5	1,882	1,893	0.6	(-0.2)	1,763	1,769	0.3	0.4	1,648	1,643	-0.3	0.1	1,759	1,760	0.1	0.7	2,142	2,150	0.4	(0.2)	1,246	1,270	1.9	-0.1	1,193	1,202	0.8	(0.2)	1,530	1,547	1.1	1.1	1,885	1,918	1.8	(0.2)
男	1,637	1,657	1.2	0.7	1,573	1,582	0.6	0.7	1,655	1,677	1.3	0.5	1,910	1,955	2.4	(-0.3)	1,233	1,241	0.6	2.6	1,486	1,496	0.7	(-0.3)	1,419	1,415	-0.3	3.6	1,526	1,537	0.7	(-0.3)	1,462	1,472	0.7	1.4	1,349	1,369	1.5	1.0	1,497	1,495	-0.1	1.6	1,669	1,712	2.6	(1.9)	1,157	1,144	-1.1	1.2	1,178	1,179	0.1	(1.9)	1,310	1,323	1.0	-0.4	1,396	1,431	2.5	(1.9)
女	1,355	1,379	1.8	1.9	1,171	1,191	1.7	1.3	1,340	1,359	1.4	1.8	1,599	1,612	0.8	(1.1)	1,179	1,219	3.4	1.1	1,265	1,301	2.8	(1.1)	1,440	1,461	1.5	3.4	1,426	1,450	1.7	(1.1)	1,199	1,209	0.8	1.7	1,060	1,066	0.6	1.6	1,210	1,214	0.3	1.4	1,401	1,392	-0.6	(1.9)	1,069	1,082	1.2	(1.9)	1,322	1,342	1.5	0.4	1,269	1,281	0.9	(1.9)				
計	1,730	1,745	0.9	0.8	1,601	1,612	0.7	0.7	1,739	1,751	0.7	0.7	2,053	2,085	1.6	(0.2)	1,310	1,318	0.6	1.3	1,409	1,416	0.5	(0.2)	1,541	1,550	0.6	2.3	1,740	1,758	1.0	(0.2)	1,416	1,426	0.7	1.4	1,284	1,333	3.8	(0.5)	1,008	1,041	3.3	2.1	1,112	1,110	-0.2	(0.5)	1,228	1,238	0.8	2.1	1,162	1,183	1.8	(0.5)								
男	1,047	1,060	1.2	2.4	938	965	2.9	2.3	1,066	1,066	0.0	1.7	1,205	1,222	1.4	(1.9)	956	973	1.8	3.4	998	951	1.4	(1.9)	1,175	1,193	1.5	2.8	1,091	1,105	1.3	(1.9)	1,220	1,240	1.6	1.9	1,070	1,086	1.5	1.6	1,210	1,223	1.1	1.9	1,461	1,476	1.0	(1.3)	1,076	1,106	2.8	2.0	1,154	1,175	1.8	(1.3)	1,330	1,348	1.4	2.3	1,271	1,291	1.6	(1.3)
女	1,116	1,141	2.2	2.0	1,003	1,017	1.4	1.6	1,110	1,130	1.8	2.8	1,284	1,333	3.8	(0.5)	1,008	1,041	3.3	2.1	1,112	1,110	-0.2	(0.5)	1,228	1,238	0.8	2.1	1,162	1,183	1.8	(0.5)	1,047	1,060	1.2	2.4	938	965	2.9	2.3	1,066	1,066	0.0	1.7	1,205	1,222	1.4	(1.9)	956	973	1.8	3.4	998	951	1.4	(1.9)	1,175	1,193	1.5	2.8	1,091	1,105	1.3	(1.9)
計	1,220	1,240	1.6	1.9	1,070	1,086	1.5	1.6	1,210	1,223	1.1	1.9	1,461	1,476	1.0	(1.3)	1,076	1,106	2.8	2.0	1,154	1,175	1.8	(1.3)	1,330	1,348	1.4	2.3	1,271	1,291	1.6	(1.3)	1,220	1,240	1.6	1.9	1,070	1,086	1.5	1.6	1,210	1,223	1.1	1.9	1,461	1,476	1.0	(1.3)	1,076	1,106	2.8	2.0	1,154	1,175	1.8	(1.3)	1,330	1,348	1.4	2.3	1,271	1,291	1.6	(1.3)

(四、%)

【訂正後】 第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

産業形態	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）												
	賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率												
	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月											
ランク																											
A	1,514	1,536	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,898	1,918	1.1	(0.2)	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	(0.2)	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	(0.2)
B	1,383	1,392	0.7	1,401	1,401	0.0	0.5	1,792	1,786	-0.3	(0.9)	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	(0.9)	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	(0.9)
C	1,305	1,322	1.3	1,341	1,351	0.7	0.9	1,656	1,700	2.7	(0.1)	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	(0.1)	1,258	1,267	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	(0.1)
D	1,192	1,202	0.8	1,163	1,182	1.6	1.4	1,497	1,518	1.4	(2.0)	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	(2.0)	1,203	1,220	1.4	2.2	1,262	1,283	1.7	(2.0)
計	1,391	1,407	1.2	1,381	1,393	0.9	0.9	1,772	1,793	1.2	(0.6)	1,144	1,171	2.4	1.7	1,235	1,250	1.2	(0.6)	1,359	1,376	1.3	2.2	1,540	1,558	1.2	(0.6)
一般	1,747	1,771	1.4	1,663	1,681	1.1	0.9	2,024	2,039	0.7	(-0.2)	1,587	1,602	0.9	0.4	1,574	1,607	2.1	(-0.2)	1,597	1,628	1.9	3.2	1,861	1,877	0.9	(-0.2)
B	1,659	1,666	0.4	1,597	1,591	-0.4	0.2	1,970	1,980	0.5	(0.6)	1,498	1,521	1.5	0.8	1,386	1,403	1.2	(0.6)	1,493	1,516	1.5	1.3	1,820	1,852	1.8	(0.6)
C	1,525	1,539	0.9	1,528	1,540	0.8	0.8	1,760	1,806	2.6	(0.4)	1,294	1,308	1.1	1.5	1,476	1,474	-0.1	(0.4)	1,360	1,363	0.2	2.7	1,467	1,479	0.8	(0.4)
D	1,347	1,357	0.7	1,266	1,284	1.4	1.1	1,544	1,567	1.5	(2.5)	1,144	1,137	-0.6	3.9	1,171	1,170	-0.1	(2.5)	1,294	1,307	1.0	1.9	1,337	1,368	2.3	(2.5)
計	1,616	1,631	0.9	1,558	1,567	0.6	0.7	1,889	1,909	1.1	(0.5)	1,431	1,444	0.9	0.8	1,459	1,475	1.1	(0.5)	1,450	1,469	1.3	2.3	1,686	1,707	1.2	(0.5)
A	1,201	1,220	1.6	1,105	1,125	1.8	1.1	1,271	1,321	3.9	(2.4)	1,128	1,165	3.3	1.7	1,084	1,103	1.8	(2.4)	1,394	1,405	0.8	3.3	1,173	1,189	1.4	(2.4)
B	1,060	1,072	1.1	967	981	1.4	1.9	1,216	1,158	-4.8	(2.8)	1,005	1,028	2.3	2.4	982	993	1.1	(2.8)	1,203	1,218	1.2	-0.8	1,106	1,099	-0.6	(2.8)
C	998	1,019	2.1	976	986	1.0	1.5	1,073	1,107	3.2	(-1.8)	957	992	3.7	2.7	1,000	996	-0.4	(-1.8)	1,099	1,115	1.5	1.7	1,025	1,062	3.6	(-1.8)
D	959	972	1.4	899	918	2.1	2.2	1,195	1,211	1.3	(-1.3)	936	958	2.4	2.2	871	890	2.2	(-1.3)	1,020	1,043	2.3	3.0	1,015	1,002	-1.3	(-1.3)
計	1,090	1,108	1.7	1,016	1,033	1.7	1.5	1,212	1,227	1.2	(1.2)	1,042	1,074	3.1	2.2	1,009	1,021	1.2	(1.2)	1,250	1,264	1.1	2.1	1,098	1,109	1.0	(1.2)

(注) %

令和2年調査結果

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

【訂正後】

1 パートタイム労働者比率

	令和元年	令和2年
(%)	42.8	44.1

【訂正前】

1 パートタイム労働者比率

	令和元年	令和2年
(%)	38.1	39.4

2 男女別労働者数比率

	令和元年	令和2年
男性	42.0	41.9
女性	58.0	58.1

2 男女別労働者数比率

	令和元年	令和2年
男性	46.1	45.8
女性	53.9	54.2

令和3年7月16日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

中央最低賃金審議会
会長 藤村 博之

令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和3年6月22日に諮問のあった令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

令和3年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和3年7月14日

- 1 令和3年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和3年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	28円
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	28円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	28円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	28円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成29年全員協議会報告の3(2)で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配慮した調査審議が求められたことについて特段の配慮をした上で、総合的な審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

- ① 賃金改定状況調査結果第4表や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率は、昨年より上げ幅は縮小しているが、引き続きプラスの水準を示していること、また、昨年度は、最低賃金の引上げ額の目安を示せず、最低賃金の引上げ率は0.1%となったこと、
- ② 消費者物価指数は、横ばい圏内で推移しており、名目GDPは、令和2年には落ち込んだものの、足下では一時期より回復していること、加えて、新型コロナウイルス感染症の感染状況については予断を許さないものの、今年度はワクチン接種が開始されるなど、少なくとも昨年度とは審議の前提となる状況が異なっていること、
- ③ 法人企業統計における企業利益は、足下では、産業全体では回復が見られる

こと、また、一部産業では引き続きマイナスとなっているものの、政府として、「感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組む」方針であること、

- ④ 雇用情勢は、令和2年には悪化したものの、足下では横ばい圏内で推移しており、有効求人倍率は1倍を超え、失業率も3%以下で推移していること、
- ⑤ 政府としては、最低賃金について、より早期に全国加重平均1,000円を目指すとされているところ、①から④までの状況を総合的に勘案すれば、平成28年度から令和元年度までの最低賃金を3.0~3.1%引き上げてきた時期と比べて、今年度の状況は大きく異なるとは言えず、最低賃金をその時期と同程度引き上げた場合にマクロで見た際の雇用情勢に大きな影響を与えるとはまでは言えないと考えられること、
- ⑥ 地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること、また、賃金改定状況調査結果第4表のうちAランクとCランクが最も高い賃金上昇率であった一方、雇用情勢については昨年においてAランクを中心に悪化したこと等を総合的に勘案する必要があること、
- ⑦ 最低賃金を含めた賃金の引上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を実現させることや非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることを特に重視する必要があること

等を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、目安を十分に参酌することを強く期待する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

- (2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

- (3) 最低賃金引上げの影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和3年7月14日

1 はじめに

令和3年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の提示の是非やその根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、現在も新型コロナウイルス感染症による影響は予断を許さない状況であるが、コロナ禍から1年余が経過した今、先行きを見通す環境は確実に変化していることから、今年度は、ワクチン接種や世界・日本経済の回復など昨年度とは明らかに異なる環境変化を見極めた上で議論を尽くす必要があるとの認識を示した。その上で、最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ格差を是認することと同義であり、中賃の役割からしてあってはならず、最低賃金の確実な引上げにつながる有額の目安を示すことで、セーフティネットとしての機能を果たし、最低賃金法第1条にある「国民経済の健全な発展に寄与する」という目的を達成すべきであると主張した。

さらに、日本の最低賃金は国際的に見ても低位であり、諸外国ではコロナ禍でも最低賃金の引上げを行っている中、グローバルスタンダードを見据え、ナショナルミニマムにふさわしい水準に引き上げるべきであると主張した。

また、エッセンシャルワーカーの中には処遇が高くない労働者も少なくなく、コロナ禍で懸命に働き続けている労働者の努力に報いるためにも、最低賃金の引上げを行うべきであるとともに、新型コロナウイルス感染症対策としてのマスクや手指消毒液などの恒常的な支出増が、最低賃金近傍で働く者の家計に大きな影響を与えていることも考慮すべきであると主張した。

加えて、1年余のコロナ禍により労働者の生活困窮度は深刻さを増し、緊急小口資金等による貸付はリーマンショックの50倍となっており、労働者は賃金を得て返済するしか術はないと主張した。

さらに、中小企業が賃上げしやすい環境整備に向けては、最低賃金引上げの各種支援策の拡充と各省庁が連携した周知や、中小企業が生み出した付加価値を確実に価格に転嫁できる環境整備が重要であり、政府も政策対応をはかっていることを踏まえて審議すべきと主張した。

以上を踏まえれば、「誰もが時給1,000円」を実現するため、今年度は「800円未達の地域をなくすこと」「トップランナーであるAランクは1,000円に到達すること」の両方を達成する目安を示すべきであると主張した。併せて、最低賃金の地

域間格差は隣県や大都市圏への労働力流出の一因ともなっており、昨年度の地方審議の結果を見ても各地方は懸命に地域間格差の縮小の努力をしていることから、今年度は地域間の「額差」の縮小につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、最初の緊急事態宣言から1年3ヶ月経過し、足下では新型コロナウイルス感染症の感染再拡大の兆候が見られ、第5波の到来が懸念されているうえ、休業要請等により経済活動が抑制された状況では、業況の回復はほど遠く、中小企業への貸付残高も上がっており、事業を立て直す上でも大きな負担となっていると指摘した。さらに、中小企業は、価格転嫁が困難であり、労働分配率も高いが、コロナ禍では、従前にもまして、賃金支払能力が乏しい状況にあるとの認識を示した。

また、最低賃金は、各種データによる明確な根拠をもとに、納得感のある水準とすべきであり、賃金水準の引上げなど、法が定める目的以外に用いるべきではないと主張した。

さらに、今年度は、コロナ禍における中小企業、とりわけ厳しい状況にある業種の中小企業の窮状を考慮すると、3要素のうち通常の仕事の賃金支払能力を最も重視して審議を進めるべきであり、企業の業況が二極化している状況を踏まえ、平均賃金や平均的な状況のみに着目するのではなく、とりわけコロナ禍の影響が深刻な宿泊・飲食、交通・運輸などの業種における経営状況や賃金支払余力に焦点を当てるべきであると述べた。

経済界が事業の存続と雇用の維持に最大限努めた結果、雇用情勢が悪化する状況には至っていないが、雇用への影響がデータに表れてからでは手遅れであり、最低賃金の引上げが雇用調整の契機となることは避けるべきであることや、最低賃金の引上げによって、企業の人件費を増やした結果、倒産、廃業や雇用調整を招く懸念があり、そのトリガーを引くことになることは避けなければならないと主張した。

コロナ禍でも、賃金引上げが可能な企業は賃上げに前向きに取り組み、消費の拡大につなげ、地域経済の活性化をはかることが望ましいが、現状では、飲食業や宿泊業のみならず、これらと取引のある関連産業も厳しい状況にある。最低賃金の引上げは、危機的な経営状況の経営者にとって、雇用を維持したいという切実な想いを切り捨てるものにほかならないとの認識を示した。

以上を踏まえると、今は、「事業の存続」と「雇用の維持」を最優先すべきであり、今年度は、最低賃金を引き上げず、「現行水準を維持」すべきであると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成 29 年全員協議会報告の 3（2）で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記 1 のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。なお、使用者側委員は、下記 1 の公益委員見解を地方最低賃金審議会に示すように総会に報告することは適当でないとの意見を表明した。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記 2 のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。

また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙 1 と同じ)

令和3年賃金改定状況調査結果

< 調査の概要 >

1. 調査の地域 全国

2. 調査産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業

- (ア) 製造業
- (イ) 卸売業、小売業
- (ウ) 学術研究、専門・技術サービス業
- (エ) 宿泊業、飲食サービス業
- (オ) 生活関連サービス業、娯楽業
- (カ) 医療、福祉
- (キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

(1) 数 15,641 事業所

(2) 選定の方法

事業所母集団データベース（平成30年次フレーム）を母集団とし、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金額の標準誤差率が1.5%となるよう標本数を決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	4,982	1,377	27.6%
B ランク	3,306	1,070	32.4%
C ランク	4,191	1,375	32.8%
D ランク	3,162	1,169	37.0%
合計	15,641	4,991	31.9%

4. 集計労働者 34,655 人

5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和3年6月1日現在〕
- ロ 事業所の労働者数〔令和3年6月1日現在〕
- ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和3年6月分〕
- ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和元年度分、令和2年度分〕
- ホ 賃金改定状況〔令和3年1月～6月〕

(2) 労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和3年6月1日現在〕
- ロ 賃金形態〔令和2年6月分、令和3年6月分〕
- ハ 基本給額、諸手当〔令和2年6月分、令和3年6月分（見込額）〕
- ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数〔令和2年6月分、令和3年6月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 貸金改定実施状況別事業所割合

ランク	産業計										卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業							
	1～6月に貸金改定を実施しない事業所		1～6月に貸金改定を実施した事業所		1～6月に貸金改定を実施しない事業所		1～6月に貸金改定を実施した事業所		1～6月に貸金改定を実施しない事業所		1～6月に貸金改定を実施した事業所		1～6月に貸金改定を実施しない事業所		1～6月に貸金改定を実施した事業所							
	計	1～6月に貸金改定を実施した事業所	計	1～6月に貸金改定を実施した事業所	計	1～6月に貸金改定を実施した事業所	計	1～6月に貸金改定を実施した事業所	計	1～6月に貸金改定を実施した事業所	計	1～6月に貸金改定を実施した事業所	計	1～6月に貸金改定を実施した事業所	計	1～6月に貸金改定を実施した事業所						
A	100.0	34.2	1.4	52.6	11.8	100.0	35.8	0.7	53.9	9.6	100.0	36.4	0.9	49.4	13.3	100.0	41.2	1.7	47.8	9.3		
B	100.0	36.5	1.1	48.3	14.1	100.0	33.3	0.5	48.0	18.2	100.0	35.0	1.2	47.3	16.5	100.0	56.5	0.0	32.7	10.7		
C	100.0	37.7	2.4	45.0	14.8	100.0	32.1	1.1	50.7	16.1	100.0	43.2	2.4	37.3	17.1	100.0	34.8	4.5	45.6	15.2		
D	100.0	39.1	0.7	45.1	15.1	100.0	26.3	0.0	54.8	18.9	100.0	42.9	0.2	40.4	16.5	100.0	44.7	1.6	41.5	12.2		
計	100.0	36.3	1.5	48.8	13.5	100.0	33.3	0.7	51.8	14.2	100.0	38.8	1.2	44.6	15.4	100.0	43.2	1.9	43.8	11.1		
R 2 年	100.0	41.2	1.5	42.1	15.1	100.0	32.3	2.1	53.3	12.4	100.0	48.1	1.5	32.6	17.7	100.0	46.2	1.6	45.5	6.8		
ランク	宿泊業、飲食サービス業										生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	1～6月に貸金改定を実施しない事業所		1～6月に貸金改定を実施した事業所		1～6月に貸金改定を実施しない事業所		1～6月に貸金改定を実施した事業所		1～6月に貸金改定を実施しない事業所		1～6月に貸金改定を実施した事業所		1～6月に貸金改定を実施しない事業所		1～6月に貸金改定を実施した事業所		1～6月に貸金改定を実施しない事業所		1～6月に貸金改定を実施した事業所			
	計	1～6月に貸金改定を実施した事業所	計	1～6月に貸金改定を実施した事業所	計	1～6月に貸金改定を実施した事業所	計	1～6月に貸金改定を実施した事業所	計	1～6月に貸金改定を実施した事業所	計	1～6月に貸金改定を実施した事業所	計	1～6月に貸金改定を実施した事業所	計	1～6月に貸金改定を実施した事業所	計	1～6月に貸金改定を実施した事業所	計	1～6月に貸金改定を実施した事業所		
A	100.0	24.2	1.8	64.9	9.1	100.0	16.6	5.0	64.5	13.9	100.0	46.5	1.2	38.3	14.0	100.0	35.2	0.0	51.3	13.5		
B	100.0	22.8	1.7	63.2	12.4	100.0	23.1	1.4	70.3	5.3	100.0	65.8	1.0	20.8	12.3	100.0	32.1	1.0	52.3	14.7		
C	100.0	24.6	1.9	58.2	15.3	100.0	19.2	5.2	55.3	20.3	100.0	68.2	0.4	24.5	6.8	100.0	31.1	4.3	54.6	10.0		
D	100.0	23.3	0.6	57.1	19.0	100.0	24.4	4.6	52.4	18.6	100.0	74.6	0.0	19.0	6.3	100.0	34.4	0.0	56.8	8.8		
計	100.0	23.8	1.6	61.6	12.9	100.0	19.7	4.2	61.7	14.3	100.0	59.8	0.8	28.5	10.8	100.0	33.3	1.3	53.3	12.1		
R 2 年	100.0	28.3	1.1	55.6	14.9	100.0	30.7	0.9	46.4	22.0	100.0	56.7	1.8	27.8	13.7	100.0	41.6	1.5	43.7	13.1		

第2表 事業所の平均賃金改定率

(%)

ランク	賃金引上げ実施事業所							賃金引下げ実施事業所							賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計								
	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉
A	3.1	3.1	2.6	4.4	3.0	2.8	2.8	4.0	-18.6	-11.7	-18.2	-4.8	-28.1	-12.6	-34.9	0.8	1.0	0.8	1.7	0.2	-0.2	0.9	1.4
B	2.5	2.4	2.1	5.5	2.6	2.4	1.9	2.6	-19.3	-30.0	-33.2	-4.4	-18.3	-5.5	-23.0	0.7	0.6	0.3	3.1	0.5	0.3	1.2	0.6
C	3.0	3.6	2.9	3.6	2.3	2.4	3.6	2.1	-8.9	-11.2	-18.4	-5.9	-3.0	-7.1	-6.5	0.9	1.0	0.8	1.0	0.5	0.1	2.4	0.6
D	3.1	3.9	3.2	3.9	3.1	2.3	2.7	3.0	-4.8		-0.2	-3.0	-8.4	-5.0		1.2	1.0	1.4	1.7	0.7	0.3	2.0	1.0
計	3.0	3.1	2.7	4.4	2.8	2.5	2.8	3.1	-14.0	-14.9	-21.1	-5.1	-14.7	-10.2	-23.9	0.9	0.9	0.8	1.8	0.4	0.0	1.5	1.0
R 2 年	2.8	3.0	2.5	3.7	3.4	3.0	2.4	3.0	-12.9	-17.4	-10.9	-13.0	-14.1	-15.0	-12.2	1.0	0.6	1.0	1.5	0.8	0.8	1.1	1.1

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1. 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3. 四分位数 (Q3)	分散係数	第1. 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3. 四分位数 (Q3)	分散係数	第1. 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3. 四分位数 (Q3)	分散係数	第1. 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3. 四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.0 %	1.7 %	3.0 %	0.59	1.0 %	1.7 %	3.0 %	0.59	1.0 %	1.6 %	2.4 %	0.44	1.8 %	2.6 %	5.0 %	0.62
B	1.0	1.4	2.6	0.57	0.9	1.5	2.5	0.53	1.0	1.7	2.4	0.41	1.0	2.0	4.2	0.80
C	1.0	1.9	3.2	0.58	0.9	2.4	4.4	0.73	1.1	1.9	3.2	0.55	1.0	2.3	3.9	0.63
D	1.0	1.7	3.3	0.68	1.0	2.3	3.7	0.59	1.1	1.8	3.2	0.58	1.4	2.7	5.4	0.74
計	1.0	1.7	3.0	0.59	1.0	1.8	3.4	0.67	1.0	1.7	2.7	0.50	1.3	2.1	5.0	0.88
R 2 年	1.0	2.0	3.0	0.50	1.0	1.8	3.0	0.56	1.0	1.8	2.6	0.44	1.2	2.5	3.9	0.54

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第1. 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3. 四分位数 (Q3)	分散係数	第1. 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3. 四分位数 (Q3)	分散係数	第1. 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3. 四分位数 (Q3)	分散係数	第1. 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3. 四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.0 %	1.4 %	2.5 %	0.54	0.7 %	1.5 %	5.0 %	1.43	1.0 %	1.5 %	3.3 %	0.77	1.1 %	2.3 %	4.5 %	0.74
B	1.0	1.2	3.0	0.83	0.7	1.4	3.0	0.82	0.9	1.1	2.2	0.59	0.7	1.4	2.5	0.64
C	0.8	1.2	3.1	0.96	1.1	1.5	3.0	0.63	1.0	1.6	3.3	0.72	1.0	1.6	2.3	0.41
D	0.6	1.3	5.1	1.73	0.9	1.2	2.6	0.71	0.9	1.4	3.1	0.79	1.0	1.3	2.4	0.54
計	0.9	1.3	3.0	0.81	0.7	1.4	3.0	0.82	1.0	1.5	3.0	0.67	1.0	1.6	3.0	0.63
R 2 年	1.0	2.0	3.6	0.65	1.0	2.3	4.1	0.67	1.0	1.7	2.7	0.50	1.0	2.0	3.3	0.58

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

2 分散係数 = $\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$

【訂正後】 第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）																		
	賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率																		
	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年 6月	R 3年 6月																	
男	A	1,456	1,464	0.5	1.5	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9
	B	1,314	1,315	0.1	0.7	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2
	C	1,276	1,282	0.5	1.3	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3
	計	1,211	1,215	0.3	0.8	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7
女	A	1,703	1,716	0.8	0.8	1,718	1,737	1.1	1.1	1,835	1,851	0.9	0.9	2,155	2,131	-1.1	1.4	1,314	1,305	-0.7	0.5	1,437	1,451	1.7	0.5	1,638	1,682	2.7	0.4	1,600	1,624	1.5	0.6
	B	1,525	1,521	-0.3	0.4	1,559	1,560	0.1	-0.3	1,568	1,562	-0.4	0.1	2,072	2,049	-1.1	0.4	1,311	1,327	1.2	1.9	1,299	1,250	-3.8	0.8	1,448	1,447	-0.1	1.1	1,488	1,481	-0.5	1.8
	C	1,515	1,519	0.2	1.0	1,458	1,473	1.0	0.6	1,596	1,601	0.3	1.3	1,923	1,937	0.7	2.4	1,170	1,173	0.3	0.6	1,232	1,241	0.7	0.7	1,425	1,427	0.1	-0.3	1,600	1,595	-0.3	0.7
	計	1,424	1,427	0.2	0.5	1,310	1,316	0.5	1.5	1,481	1,495	0.9	-0.1	1,764	1,774	0.6	2.6	1,278	1,264	-1.1	-1.1	1,308	1,285	-1.8	0.1	1,338	1,340	0.1	1.0	1,463	1,464	0.1	2.5
男	A	1,582	1,588	0.4	0.7	1,565	1,577	0.8	0.7	1,676	1,685	0.5	0.7	2,028	2,017	-0.5	1.6	1,284	1,282	-0.2	0.7	1,338	1,334	-0.3	0.4	1,500	1,519	1.3	0.6	1,554	1,560	0.4	1.0
	B	1,268	1,273	0.4	2.0	1,222	1,246	2.0	1.7	1,286	1,289	0.2	1.4	1,680	1,668	-0.7	0.8	1,109	1,108	-0.1	3.4	1,135	1,135	0.0	2.8	1,415	1,427	0.8	1.5	1,240	1,253	1.0	1.7
	C	1,158	1,164	0.5	1.0	1,033	1,041	0.8	0.6	1,155	1,161	0.5	0.3	1,325	1,323	-0.2	-0.5	1,050	1,056	0.6	2.1	1,081	1,105	2.2	1.2	1,319	1,326	0.5	1.5	1,223	1,232	0.7	0.9
	計	1,106	1,113	0.6	1.8	983	995	1.2	1.4	1,095	1,099	0.4	1.8	1,266	1,300	2.7	3.8	982	996	0.4	3.3	1,067	1,055	-1.1	-0.2	1,264	1,274	0.8	0.8	1,140	1,138	-0.2	1.8
女	A	1,053	1,059	0.6	1.2	947	960	1.4	2.9	1,012	1,016	0.4	0.0	1,205	1,224	1.6	1.4	982	983	0.1	1.8	987	989	0.2	1.4	1,193	1,197	0.3	1.5	1,041	1,067	2.5	1.3
	B	1,175	1,181	0.5	1.6	1,077	1,092	1.4	1.5	1,168	1,172	0.3	1.1	1,478	1,481	0.2	1.1	1,053	1,055	0.2	2.9	1,090	1,093	0.3	1.7	1,322	1,331	0.7	1.4	1,192	1,203	0.9	1.6
	C	1,175	1,181	0.5	1.6	1,077	1,092	1.4	1.5	1,168	1,172	0.3	1.1	1,478	1,481	0.2	1.1	1,053	1,055	0.2	2.9	1,090	1,093	0.3	1.7	1,322	1,331	0.7	1.4	1,192	1,203	0.9	1.6
	計	1,175	1,181	0.5	1.6	1,077	1,092	1.4	1.5	1,168	1,172	0.3	1.1	1,478	1,481	0.2	1.1	1,053	1,055	0.2	2.9	1,090	1,093	0.3	1.7	1,322	1,331	0.7	1.4	1,192	1,203	0.9	1.6

【訂正後】 第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

職業 形態	産業計						製造業						卸売業、小売業						学術研究、専門・技術サービス業						宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	賃金上昇率			1時間当たり賃金額			賃金上昇率			1時間当たり賃金額			賃金上昇率			1時間当たり賃金額			賃金上昇率			1時間当たり賃金額			賃金上昇率			1時間当たり賃金額			賃金上昇率			1時間当たり賃金額			賃金上昇率			1時間当たり賃金額			賃金上昇率					
	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R2年 6月	R3年 6月										
一般 パート	A	1,456	1,464	0.5	1.5	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9															
	B	1,314	1,315	0.1	0.7	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2															
	C	1,276	1,282	0.5	1.3	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3															
	D	1,211	1,215	0.3	0.8	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7															
計	1,349	1,354	0.4	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,785	1,776	-0.5	1.2	1,121	1,122	0.1	2.4	1,180	1,180	0.0	1.2	1,351	1,362	0.8	1.3	1,415	1,423	0.6	1.2																
一般	A	1,706	1,718	0.7	1.4	1,678	1,699	1.3	1.1	1,816	1,828	0.7	1.4	2,030	2,013	-0.8	0.7	1,518	1,492	-1.7	0.9	1,420	1,440	1.4	2.1	1,533	1,561	1.8	1.9	1,621	1,646	1.5	0.9															
	B	1,523	1,522	-0.1	0.4	1,470	1,470	0.0	-0.4	1,597	1,595	-0.1	0.0	1,880	1,861	-1.0	0.5	1,409	1,421	0.9	1.5	1,352	1,345	-0.5	1.2	1,454	1,467	0.9	1.5	1,502	1,488	-0.9	1.8															
	C	1,474	1,480	0.4	0.9	1,370	1,391	1.5	0.8	1,585	1,585	0.0	1.0	1,772	1,795	1.3	2.6	1,213	1,230	1.4	1.1	1,308	1,309	0.1	-0.1	1,373	1,382	0.7	0.2	1,571	1,560	-0.7	0.8															
	D	1,341	1,348	0.5	0.7	1,207	1,222	1.2	1.4	1,406	1,414	0.6	-0.1	1,606	1,617	0.7	1.5	1,263	1,257	-0.5	-0.6	1,270	1,271	0.1	-0.1	1,268	1,280	0.9	1.0	1,425	1,431	0.4	2.3															
計	1,553	1,561	0.5	0.9	1,487	1,502	1.0	0.6	1,656	1,663	0.4	0.8	1,890	1,884	-0.3	1.1	1,374	1,372	-0.1	0.9	1,357	1,365	0.6	1.1	1,419	1,436	1.2	1.3	1,555	1,560	0.3	1.2																
パート	A	1,144	1,148	0.3	1.6	1,078	1,104	2.4	1.8	1,129	1,131	0.2	0.1	1,371	1,319	-3.8	3.9	1,075	1,077	0.2	3.3	1,065	1,061	-0.4	1.8	1,376	1,385	0.7	0.8	1,041	1,043	0.2	1.4															
	B	1,056	1,060	0.4	1.1	976	979	0.3	1.4	1,051	1,053	0.2	0.4	1,216	1,207	-0.7	-4.8	993	999	0.6	2.3	1,008	1,011	0.3	1.1	1,202	1,200	-0.2	1.2	1,153	1,180	2.3	-0.6															
	C	988	992	0.4	2.1	945	954	1.0	1.0	960	967	0.7	1.9	1,127	1,128	0.1	3.2	946	944	-0.2	3.7	1,002	992	-1.0	-0.4	1,146	1,157	1.0	1.5	949	970	2.2	3.6															
	D	966	964	-0.2	1.4	949	935	-1.5	2.1	912	918	0.7	0.0	1,279	1,274	-0.4	1.3	947	946	-0.1	2.4	952	920	-3.4	2.2	1,099	1,086	-1.2	2.3	977	1,002	2.6	-1.3															
計	1,069	1,071	0.2	1.7	1,006	1,017	1.1	1.7	1,039	1,043	0.4	0.7	1,267	1,246	-1.7	1.2	1,018	1,020	0.2	3.1	1,024	1,016	-0.8	1.2	1,261	1,265	0.3	1.1	1,043	1,051	0.8	1.0																

参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早い	遅い	その他
A	100.0	89.8	3.0	0.9	6.3
B	100.0	89.6	1.9	1.1	7.3
C	100.0	87.0	3.3	1.7	8.0
D	100.0	87.6	2.2	1.7	8.5
計	100.0	88.7	2.7	1.3	7.3
R 2 年	100.0	88.7	4.2	1.2	5.9

(注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

ランク	産 業 計						製 造 業						卸売業, 小売業						学術研究, 専門・技術サービス業					
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	10.2	1.3	14.9	66.7	6.9	100.0	7.3	0.0	17.9	66.9	7.8	100.0	12.5	1.5	12.8	66.1	7.1	100.0	11.0	0.0	11.6	72.1	5.2
B	100.0	13.7	2.4	13.1	64.3	6.6	100.0	15.5	3.6	11.7	60.9	8.3	100.0	18.5	3.2	13.1	61.1	4.2	100.0	21.8	2.9	8.4	66.9	0.0
C	100.0	14.7	2.9	14.0	61.3	7.1	100.0	14.2	4.0	14.0	61.8	5.9	100.0	18.9	4.3	11.0	57.6	8.2	100.0	17.9	1.6	14.2	60.9	5.4
D	100.0	16.7	2.0	13.3	61.7	6.3	100.0	20.6	2.1	8.5	65.9	2.8	100.0	20.4	2.5	12.7	58.3	6.1	100.0	17.4	0.0	19.3	58.0	5.3
計	100.0	12.9	2.0	14.1	64.2	6.8	100.0	12.6	2.1	14.3	64.2	6.9	100.0	16.5	2.7	12.5	61.8	6.5	100.0	14.9	0.8	12.7	67.1	4.5
R 2 年	100.0	18.9	3.2	24.7	48.9	4.3	100.0	11.5	3.5	24.8	56.3	3.8	100.0	26.6	4.3	21.4	43.3	4.4	100.0	7.7	2.0	21.3	65.7	3.2

ランク	宿泊業, 飲食サービス業						生活関連サービス業, 娯楽業						医療, 福祉						サービス業 (他に分類されないもの)					
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	4.9	1.0	13.7	74.0	6.4	100.0	10.2	1.9	13.5	68.8	5.6	100.0	14.7	2.7	16.5	56.6	9.4	100.0	13.3	2.5	22.3	56.8	5.1
B	100.0	5.2	2.2	15.5	68.1	9.1	100.0	3.6	0.0	7.4	85.7	3.4	100.0	29.6	0.0	18.6	44.2	7.7	100.0	9.1	1.7	14.4	63.7	11.1
C	100.0	11.6	1.8	17.3	61.8	7.5	100.0	15.3	0.0	16.6	56.5	11.5	100.0	18.6	2.2	13.8	64.5	1.0	100.0	5.5	3.8	12.3	72.2	6.1
D	100.0	14.2	2.8	15.2	59.8	8.0	100.0	14.7	0.0	6.7	67.1	11.5	100.0	13.6	3.0	17.9	57.1	8.4	100.0	10.4	1.1	17.2	69.4	2.0
計	100.0	8.1	1.7	15.2	67.5	7.5	100.0	10.7	0.8	12.0	69.2	7.3	100.0	17.9	2.2	16.5	55.9	7.5	100.0	9.8	2.4	17.1	64.5	6.2
R 2 年	100.0	14.0	2.7	31.3	47.5	4.5	100.0	25.7	3.1	25.1	42.7	3.3	100.0	24.0	3.0	27.2	39.9	6.0	100.0	17.0	1.8	17.4	59.5	4.3

(注) 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定
 事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定
 事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定
 事由4 昨年は実施していない、今年も実施しない予定
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定

令和3年調査結果

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

【訂正後】

1 パートタイム労働者比率

	令和2年	令和3年
(%)	42.2	43.1

2 男女別労働者数比率

	令和2年	令和3年
男性	42.6	42.3
女性	57.4	57.7

【訂正前】

1 パートタイム労働者比率

	令和2年	令和3年
(%)	37.6	38.6

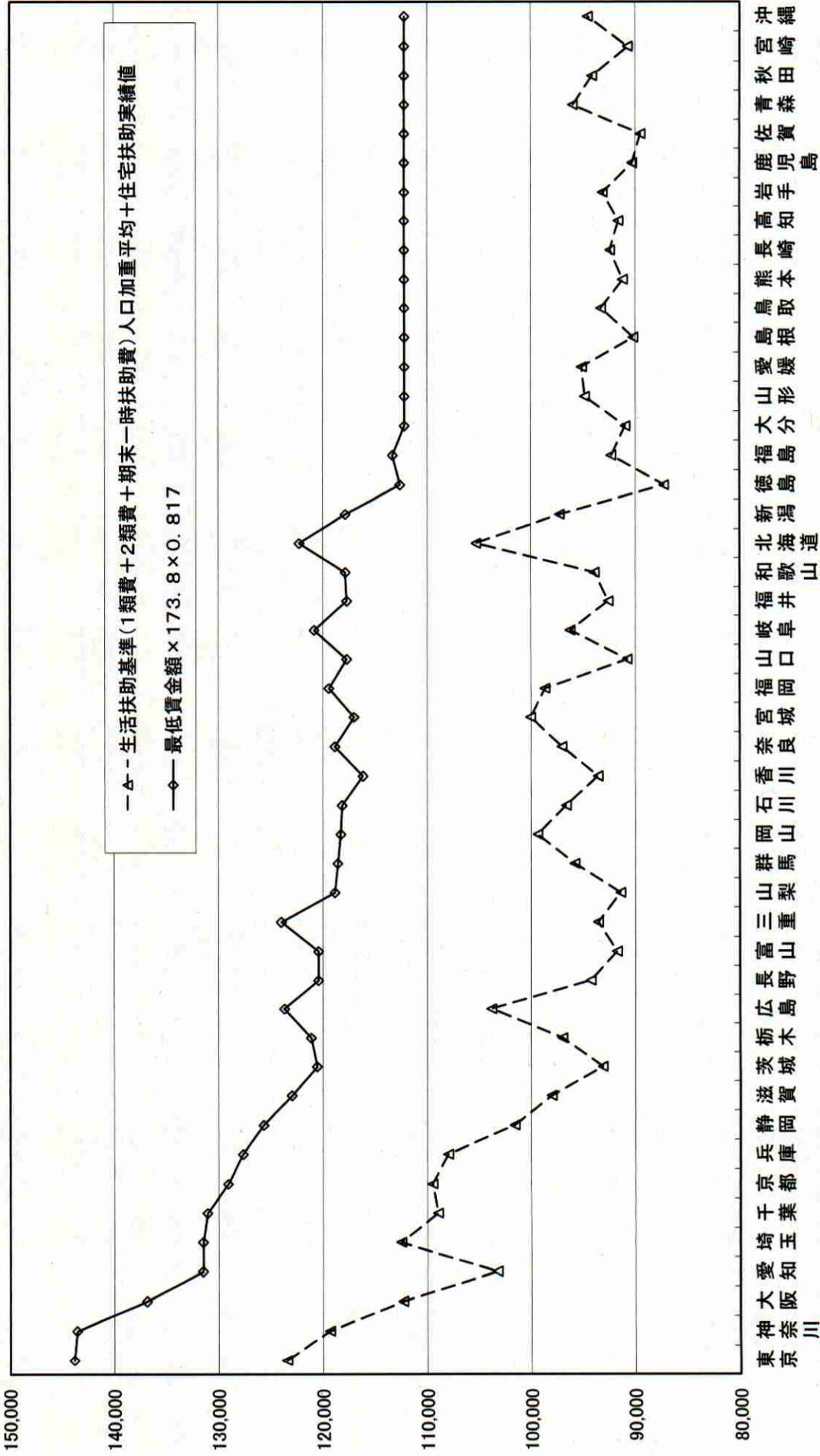
2 男女別労働者数比率

	令和2年	令和3年
男性	47.2	46.7
女性	52.8	53.3

生活保護と最低賃金

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18～19歳単身のものである。

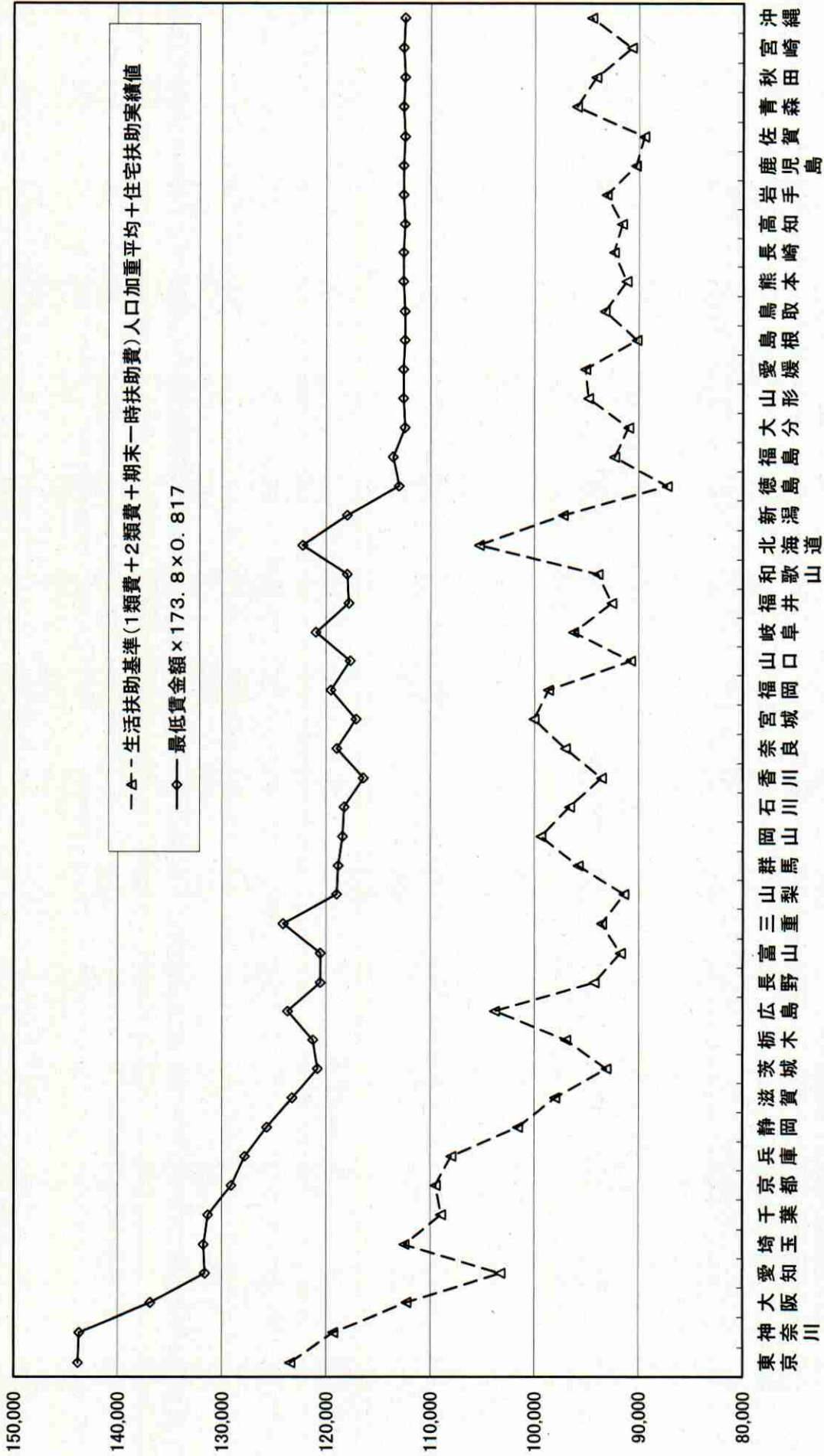
注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータと最低賃金のデータとも令和元年度のものである。

注4)0.817は時間額790円で月173.8時間働いた場合の令和元年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータは令和元年度、最低賃金のデータは令和2年度のもの。

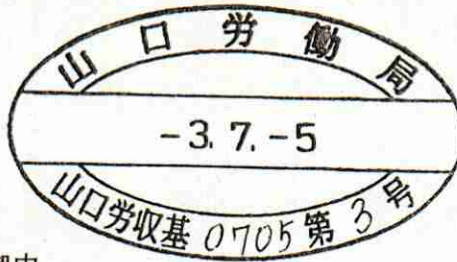
注4)0.817は時間額790円で月173.8時間働いた場合の令和元年度の税・社会保障料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	令和元年度データに基づく乖離額 (A)	令和2年度地域別最低賃金引上げ額 (B)	最新の乖離額 (C) (=A-B)	昨年度の目安小委で示した乖離額 (D)	(E) (=C-D)	乖離の変動額			
						最低賃金の引上げによる影響額 (e①)	可処分所得比率が低下(0.818→0.817)したことによる影響額 (e②)	生活扶助基準の見直しによる影響額 (e③)	住宅扶助実績値の増減による影響額 (e④)
北海道	△119	0	△119	△125	6	0	1	4	1
青森	△114	3	△117	△123	6	△3	1	8	0
岩手	△134	3	△137	△144	7	△3	1	7	2
宮城	△119	1	△120	△126	5	△1	1	4	1
秋田	△127	2	△129	△136	7	△2	1	7	0
山形	△122	3	△125	△131	6	△3	1	7	1
福島	△148	2	△150	△157	7	△2	1	8	1
茨城	△193	2	△195	△201	6	△2	1	8	△1
栃木	△170	1	△171	△176	5	△1	1	6	△1
群馬	△160	2	△162	△168	6	△2	1	6	1
埼玉	△134	2	△136	△134	△2	△2	1	1	△2
千葉	△156	2	△158	△155	△2	△2	1	2	△3
東京	△144	0	△144	△143	△1	0	1	△5	3
神奈川	△171	1	△172	△167	△4	△1	1	△4	△1
新潟	△145	1	△146	△152	6	△1	1	6	△0
富山	△202	1	△203	△208	6	△1	1	5	1
石川	△152	1	△153	△155	3	△1	1	6	△3
福井	△177	1	△178	△183	5	△1	1	6	△1
山梨	△193	1	△194	△207	12	△1	1	13	△1
長野	△184	1	△185	△190	5	△1	1	7	△1
岐阜	△173	1	△174	△183	9	△1	1	7	2
静岡	△170	0	△170	△177	8	0	1	5	2
愛知	△199	1	△200	△202	3	△1	1	2	1
三重	△214	1	△215	△222	6	△1	1	6	1
滋賀	△176	2	△178	△178	0	△2	1	5	△3
京都	△138	0	△138	△139	1	0	1	△1	1
大阪	△173	0	△173	△171	△2	0	1	△4	0
兵庫	△139	1	△140	△140	△0	△1	1	△1	1
奈良	△154	1	△155	△161	7	△1	1	6	1
和歌山	△169	1	△170	△178	8	△1	1	6	2
鳥取	△133	2	△135	△141	6	△2	1	7	0
島根	△155	2	△157	△165	8	△2	1	6	2
岡山	△133	1	△134	△136	1	△1	1	2	△0
広島	△140	0	△140	△142	2	0	1	1	0
山口	△190	0	△190	△198	8	0	1	6	2
徳島	△178	3	△181	△186	4	△3	1	7	△0
香川	△159	2	△161	△168	7	△2	1	6	2
愛媛	△120	3	△123	△129	6	△3	1	6	2
高知	△145	2	△147	△153	6	△2	1	7	1
福岡	△146	1	△147	△151	3	△1	1	3	1
佐賀	△160	2	△162	△168	7	△2	1	7	1
長崎	△139	3	△142	△150	7	△3	1	6	3
熊本	△148	3	△151	△158	7	△3	1	7	2
大分	△149	2	△151	△156	4	△2	1	6	△1
宮崎	△151	3	△154	△159	5	△3	1	7	0
鹿児島	△154	3	△157	△161	4	△3	1	6	0
沖縄	△124	2	△126	△133	6	△2	1	7	1

※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。

※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。



2021年7月5日

山口地方最低賃金審議会 御中

全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働
執行委員長 藤 裕

2021年6月28日付、山口労働局一般公示第22号「山口県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者意見聴取に関する公示」に関する意見を述べます。

1. 連帯労組・やまぐちとして以下の意見を述べます。

- (1) 山口県の最低賃金を時給1500円とすること。
- (2) 全国一律最低賃金制度の導入を求めます。
- (3) 専門部会の全面公開をはじめ、あらゆる審議を公開すること。

2. 理由について

(1) について

最低賃金法第1条の「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」が、まったく実現されていないことは、2007年以來の意見書で述べているとおりです。現状の山口県の最低賃金、時給829円だと、年間2080時間働いたとして年収1,724,320円にしかありません。月に143,693円です。これから国民年金保険料16,610円・国民健康保険料（単身世帯で介護保険料含む）・雇用保険料・所得税+住民税を差し引くと手取りは10万円程度であり、これではとても生活できないのは誰の目にも明らかです。（最低賃金近辺の労働者は国民年金や国民健康保険加入者も多い）

加えて、2007年度の同法改正により同法9条3項に「労働者の生活費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」という文章が追加されました。それに沿っていくらか最低賃金が改善されました。ただし2013年に日本政府は国連・社会権規約委員会より「日本の最低賃金が最低生存水準及び生活保護基準を下回っている」との指摘を受けており、「労働者及びその家族が人間らしい生活を送ることが可能となることを確保する観点から、最低賃金の水準を決定するに際し考慮する要素を再検討することを要求する」との勧告も受けています。つまり現状の最低賃金が不当に低すぎるのです。政府は「より早期に全国加重平均1000円を目指す」としていますが、時期が明示されていない上に加重平均では地方は900円がやっともあり得ます。しかも、年間労働時間を2,000時間とすると時給1,000円では年収200万円ではしかありません。日本国憲法25条に規定された『健康で文化的な最低限度の生活を営む』には程遠いものがあり、圧倒的に『企業の支払能力』に軸足を置いた方針と言えます。なお、私たちにとっては『健康的で文化的な最低限度の生活を営む』=『労働力の再生産費』であり、社会の持続性をまじめに考えた時、最低賃金法第1条に「賃金は労働力の再生産費である」と明記されるべきであると考えます。そして最賃近辺の雇用が不安定であることも踏まえ、あるべき最低賃金の時給を1,500円としました。年間2080時間フルに働いて名目年収312万円です。これでやっともな暮らしができる感じ…当面の

衣食住、生命保険、学資、将来の年金不安に備える貯蓄の他に、地方では自家用車が必須ですし、買い物や連絡、情報収集のために、インターネットも必須です。

そこで昨年度から WEB 上での公開が始まった最低賃金審議会専門部会議事要旨を読むと、最初に労働者側委員から中小企業の春闘妥結率 1.87%を基準として 16 円の引上げが提案され、使用者側委員から中央審議会の目安である 0 円が提案されています。残念なことに始めから『企業の支払能力』を巡っての対立で議論となっています。使用者側委員は支払能力に最も乏しい企業を守る立場でもあり、やむを得ないところもあると思いますが、労働者側委員から実現の可能性はともかく『健康で文化的な最低限度の生活を営む』ための賃金額という理想論が全く示されていないことは、中央審議会の目安に縛られているにしても非常に残念です。

私たちは最低賃金時給 1500 円を主張しますが、それだと中小零細企業は倒産してしまうかもしれません。ここからは 1500 円を主張する考え方と中小零細企業支援策について述べます。全労働者の総賃金の原資は GDP ですが、GDP を生み出すのは、賃労働を中心とする有償労働だけでしょうか？家事・育児・家族介護・家族看護・町内会等々の地域活動・各種ボランティア・・・といった無償労働なしには社会は一日たりとも維持不能で GDP も発生し得ません。それだけでなく個々人が消費する行為、それ自体も GDP を生み出す大きな要素です。それらに報いる意味も含めてベーシックインカムで所得税の基礎控除額の 48 万円を政府が配れば、年 2080 時間フルに働く労働者の時給換算で 231 円ですので企業負担分は 1269 円に軽減されます。

加えて消費税を廃止すれば中小零細企業支援策として大きな効果が望めます。消費税は企業の売上に含まれる付加価値＝「利益と人件費」に課税するので、消費税率 10%だと賃金額の 10%を企業が課税されるという有り得ないことが起きています。中小零細企業ほど売上に占める人件費の割合が高いのですから、大変です。「利益と人件費」に課税することは消費者に消費税を転嫁できず企業が赤字になっても人件費分があるので、企業は消費税を納税しなければならない仕組みです。このような中小零細企業イジメの税金は廃止されるべきです。

また、現状は社会保険料率の上昇が中小零細企業を余分に苦しめており、結果として社会保険未加入が後を絶ちません。健康保険料・年金保険料の企業負担分も廃止すべきです。

以上のような支援策を実行すれば、実質的な最低賃金 1500 円は可能と考えますが、それでも厳しい企業もあるかもしれません。その場合は業種を選んで政府が法人税率を上げるなどの条件を付けて補助すれば良いと思います。何故かというとコロナ禍でエッセンシャルワーカーの労働条件が問題になったことに象徴されるように、今の経済構造では、社会がどうしても必要とする労働の労働力の価格が市場原理で決定されてしまい、社会的にどうしても必要な労働力が供給されていないからです。介護労働などがその典型です。企業としては事業の社会的有用性より儲かるかどうか投資の基準となるので、どんどん社会的有用性がある仕事が行われなくなっていく現実がある以上、政府がそれを是正するしかありません。

このようなことを言うと必ず出てくるのが『財源はどうする』という話です。おカネに縛

られたモノの考え方です。おカネの制約から離れて政府の役割を定義すると「この国に暮らす全ての人の労働力と自然と資源や設備を有効活用して、この国に暮らす全ての人をなるべく幸せにできるよう努力すること」だと思います。おカネは、この役割を効率的に果たすための手段でしかありません。それなのに、おカネの使用を強制し、おカネの価値を法的に保障する政府が『おカネが無いからできません』と言うのでは救いようがありません。

では具体的におカネの制約から離れるには、どうすれば良いか。需要不足・供給過剰のデフレである現状でいえば、国債を発行して世の中にとって必要なことを行えば良いということになります。『政府の借金が1000兆円もあるのに、これ以上増えたら破綻する・・・』でしょうか？ おカネは常に借金と表裏一体のものです。例えば私たちの銀行預金というおカネは同時に銀行が私たちから借金して発生したものです。借金が無くなれば、おカネも無くなる関係にあります。仮に政府が1000兆円の借金を返済したら、私たちの金融資産も1000兆円消えて無くなります。政府の借金が、さらに1000兆円増えたら私たちの金融資産も1000兆円増えます。赤字国債を発行して配ったコロナ禍の10万円給付で金融資産が増えたのが良い例です。使う人が少なかったから金融資産が増えたのではないのです。10万円使ってもその10万円は別人の口座に入り、金融資産としては減らないからです。おカネなんて所詮紙切れか電子データでしかありません。本当に大事なものは「労働力と自然と資源や設備を有効活用すること」です。最低賃金は労働力を有効活用する重要な手段です。そのことを踏まえて審議をして下さい。

(2) について

全国一律最低賃金制度の導入をはかるように求める理由を述べます。

現行の最低賃金は4ランク制となっており、Aランクに属する東京は1013円/時、Cランクに属する山口県は829円/時、その差は184円/時となっています。一日に8時間働いたと仮定すると、一日につき1,472円、月20日の就労と仮定すると、月に29,440円の差が生じます。2006年の改定時点では、東京が719円/時、山口が646円/時ですから、その差は73円/時で月に11,680円でしたが、現在では上記のように東京都と山口県の差は大幅に広がっています。これだけの差があれば、より高い賃金を求めて労働者が県外に移動する大きな要因になるでしょう。

所得、消費、給与、企業経営に関する指標などがランク分けの理由とされているようですが、現にある格差を前提にするものであり、結果として地域格差をさらに拡大しているものと言わざるを得ません。また、所得の向上を実現していくための教育、情報などの社会インフラ、健康に重要な影響のある医療機関の利用しやすさなどの点では地方は大都市と比較して、より多くの経費がかかりますが、それは考慮されていません。高齢者も自動車を保有しなければならない実態など、最たるものです。憲法第25条には、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とうたわれています。最低賃金は労働者の最低生活を保障するという性格をもつものであり、その水準を全国一律に定め、それを実現することが出来る地方の経済環境を政策によって作ることが政府に求められていると考えます。

しかし政府は「より早期に全国加重平均1,000円になることを目指す」としています。これでは、東京等、人口の多い都市部の最賃が1,000円を超えれば、その他の地域の引き上げ額が小さくても目標を達成できてしまいます。地域間格差が是正されないばかりか、さらに

大きくなる恐れがあります。そもそも、全国どこでも時給 1,000 円では生活が困難であると考えます。ランク制度をあくまでも継続するというのであれば、その最低のラインが 1,500 円でなければなりません。加重平均 1,000 円はもつてのほかです。

以上が、最低賃金全国一律制度導入を求める理由ですが、多くの労働者が地元での就職を望みながらも外に出ていかざるを得ないように動機づけられています。賃金の格差が一因と考えられます。人口が減ることが実際に地域の衰退につながっているというのは審議委員の皆さんも抱いておられる危機感だと思います。最大で 160 万人だった山口県の人口が 2020 年国勢調査では 134 万人に減っており 2040 年には 107 万人と予測されています。地域の衰退を防ぐためにも、生活の質を維持し、向上するためにも、審議会におかれましては大都市との格差をなくすことを念頭に置いた議論がなされることを求めます。

(3) について

最低賃金審議会の審議内容は、2001 年施行の中央最低賃金審議会運営規定によって原則公開とされているにもかかわらず、金額決定の議論が行われる専門部会は公開されていません。貧困の拡大の中で二極化やワーキングプアが問題とされ、安倍政権時の労働者派遣法の改『正』により生涯派遣の労働者が増える可能性が高まり、ますます最低賃金への社会的関心が強くなっている今日、実質的な審議が未公開であるということは、社会的に決して許されるものではありません。最低賃金審議会のあらゆる審議が公開されるべきですが、とりわけ最低賃金の実質的な審議が行われる専門部会の公開は絶対に必要であることを強く主張します。公開することで、より社会的注目が集まり、より良い議論ができるようになるのではないのでしょうか。また山口県最低賃金審議会運営規定第 6 条にも「会議は原則として公開する」とあります。特別な事情のある場合、会長権限で会議を非公開とすることができるようですが、原則公開である以上、専門部会の議論が非公開であるのは民主国家としてあるまじき姿と言わざるを得ません。もし国会議員が『自由な議論が出来なくなるので、国会を非公開で行いたい!!!』などと発言したら、大変なことになります。今年から 1 回目の専門部会が公開されることは一定評価しますが、実質的な議論が非公開であることに変わりはありません。議事要旨の内容を読む限り、個々の審議委員にとっても非公開のメリットより非公開のデメリットのほうが大きくないのでしょうか？

さらに、公開原則とその内容的な充実に関連して述べます。

連帯労組・やまぐちは派遣、有期雇用、下請け、アルバイトなどの不安定雇用労働者や女性労働者を中心に構成されています。賃金水準は月額 15 万円前後です。時給にすれば 900 円台の労働者です。その生活実態は極めて厳しいものです。

このような労働者の多くが働く中小零細企業では、個別企業における賃金の引き上げは簡単ではありません。このような事情から私たちは社会的規制、労働条件向上としての役割を持つ最低賃金制度に注目し、これまで審議会の傍聴を行い意見書や異議申出書を提出してきました。

しかし、最低賃金近辺で働く労働者の労働条件と生活の現状をふまえた議論がほとんどなされていないことを強く感じてきました。そのため、再三、審議会での意見表明の場を求めてきました。それに対して、意見書を提出した上で意見陳述を申込んだ団体・個人から、参考人の意見陳述が実施されたことは、よりよい審議へ向けての一步と評価しています。また、審議会の議事録・専門部会の議事要旨が WEB 上公開されたことも前進と評価していま

す。さらに、次の一步として、参考人意見陳述の時間、及び質疑の時間を最低でも倍に増やし、多くの意見陳述や審議会委員との意見交換を出来るよう、つまり、審議会の活性化と充実を図るよう求めます。

最後に、審議会は公開されていますが、その際、山口地方最低賃金審議会名で配布されている「審議会傍聴にあたっての遵守事項」11点について意見を述べます。

傍聴人に対して、審議会委員である使用者代表委員から、「最低賃金に関心を持っておられることに敬意を表します」との趣旨の発言を、意見書提出時の審議会にて、再三お聞きします。

11点の注意事項は、「敬意を表する」傍聴人に対するものとしては、はなはだ妥当性を欠いた注意事項です。審議会委員は、傍聴人に対して、何かしらの悪意や恐れを感じられているのでしょうか。それとも、過去の審議会において、傍聴人によって、何か問題ある行為がひき起こされたのでしょうか。

しかし、実際は、何ら問題は起こっていません。

私たちは、公開された審議会、及び、公開された専門部会において、審議会委員の真剣で、自由闊達な論議を傍聴したいのです。

従って、「審議会傍聴にあたっては、会長及び山口地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようにお願いします。」の一言で良いと考えます。いかがでしょうか。

以上

2021年7月12日

山口地方最低賃金審議会
会長 濱島 清史 様
山口労働局
局長 村井 完也 様

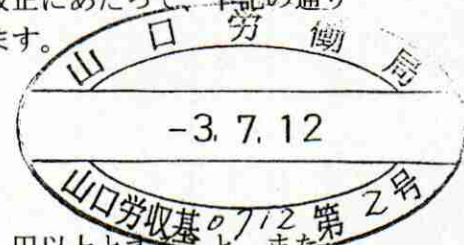
山口県労働組合総連合
議長 中野 敏

山口県労働組合総連合
部会長 平島 真

「山口県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示」に基づく意見

山口労働局一般公示第22号による公示にもとづき、今年度の最低賃金改正にあたって、下記の通り山口県労働組合総連合及び山口県労働組合総連合非正規部会の意見を述べます。

記



1、意見の趣旨

(1) 山口地方最低賃金については、1,500円以上をめざし、直ちに1,000円以上とすること。また、最低賃金引き上げ実現のための中小企業・小規模事業者への実効ある支援策を関係機関に求めていただくこと。

(2) 最低賃金の決定にあたっては、地域（地方）間格差に配慮し、都市部との格差是正に最大限の配慮をすること。とりわけ、中央最低賃金審議会の目安答申によるランク制度Cに位置づけられる山口県については、目安答申を大幅に上回らない限り格差が広がり続けることを考慮願いたい。

(3) 地域間格差は、地域経済の格差を生み出すことにもつながることから、「全国一律最低賃金制度」の創設を貴審議会として国および関係機関に働きかけること。

(4) 最低賃金の引き上げによる経済波及効果によって県内経済の好循環が生み出されることを前提とした審議を行うこと。

(5) 最低賃金の改定に関わる審議会のすべての会合・審議の場を完全に公開すること。議事録を速やかに公開すること。

(6) 最低賃金決定への意見陳述の時間の大幅な拡大と多様な職種からの意見陳述の機会および一人当たりの意見陳述の時間を確保すること。また、異議申し立てへの意見陳述の機会を設けること。

2、意見の内容

(1) 2021年度の山口地方最低賃金について1,500円以上をめざし、ただちに1,000円以上とすること、また、最低賃金引き上げ実現のための中小企業・小規模事業者への実効ある支援策を関係機関に求めていただくことについて

① 最低賃金時給1,500円以上をめざし、ただちに1,000円以上とすることについて

山口県労連は毎年2月、青年の参加で「最低賃金生活体験チャレンジ」を実施しています。今年は2

月1日～28日の間、山口県最低賃金時給829円、月額144,080円(829円×173.8時間)から税や社会保険料を差し引いた月額117,880円での生活に挑み、参加者27名(平均年齢26.53歳)から報告がありました。報告のあったチャレンジャーの平均支出額は月額177,272円となり、山口県最低賃金を大きく超える支出となりました。今年はコロナ禍故に必要な最小限の支出に抑える傾向もあり、昨年(192,400円)よりは低額となっています。最低賃金月額と平均支出額との差額33,192円を時給に換算すると191円となり、最低でも時給1,020円が必要となります(参考までに、月労働時間を所定内平均労働時間に近い150時間で換算すれば時給1,182円が必要)。

山口県労連は、2019年5月に山口で普通に暮らしていくための費用はどのくらい必要かについて試算する「最低生計費試算調査」(25歳単身)を発表しています。月額241,740円が必要との結果となり、山口で月に173.8時間働くと仮定した場合の時間給は1,391円となりました(月150時間で割れば時給1,612円)。

「最低生計費調査」は、暮らしていくために必要なものをゼロから積み上げていくマーケットバスケット方式を採用しており、「まともな」「普通の」「最低限の」「人並みの」生計費を算出するものです。これに対して「最低賃金生活体験」は、与えられた月額で暮らしていくことができるかどうかを実際に体験して明らかにするものであり、生計費を明らかにするものではありません。「なんとか」「かつかつ」「ぎりぎりに」がんばったけれども、こういう結果になったという調査です。算出された時給よりもチャレンジャーの声が重要です。(資料1「2021最低賃金生活体験チャレンジ」参照)

今回の調査で明らかになったのは、山口県の最低賃金ではまともに暮らしていくことが出来ないことであり、支出との差額を加えた時給1,020円でさえ、将来展望をもてないばかりか、「自助」さえもままならない、その日暮らしの賃金に過ぎないという、あまりにも低すぎる最低賃金の実態です。

賃金は生計費原則が第一に重視されなければなりません。最低賃金としてふさわしい賃金は最低生計費でなければなりません。県労連が掲げる最低賃金時給1,500円以上をめざし、ただちに1,000円以上とすることは切実な要求であり、要求の根拠はこの2つの調査にあります。

景気低迷のために最低賃金引き上げの凍結を求める声や、雇用維持のために賃金引き上げ凍結は仕方ないという声もあります。しかし、コロナ禍で明らかになったのは、日本社会の脆弱性であり、非正規労働者の拡大、低賃金の蔓延による格差と貧困が進行してきたところにコロナが追い打ちをかけたというべきです。

その要因の一つに諸外国に比べて、これまであまりにも低すぎる日本の最低賃金の問題があります。

いま、コロナ禍のもとで、最低賃金近傍で働いている労働者は、もともと蓄えのないものも多く、暮らしは改善どころかさらに厳しい状況となっているのが現実であり、生活維持・向上こそ求められています。感染拡大を防ぐために奮闘しているエッセンシャル・ワークの労働現場の多くを支えているのも最低賃金近傍で働く非正規労働者です。総務省「労働力調査」によると、非正規労働者数は2016年に2000万人を超え、2018年には2120万人と増加しており、雇用労働者に占める非正規雇用の割合はここ数年4割弱で推移しています。コロナ禍だからこそ、最低賃金制度は最低生計費を保証する時給1,500円以上に引き上げることで、8時間働けば誰もがどこでも人間らしく暮らせる社会、基本的人権など生存権が守られる社会に変えていくことが求められています。こうした賃金底上げこそ、内需を喚起し、雇用を維持・拡大することにつながります。また、非正規労働者数の増加と低賃金が「少子化」の要因となり、日本の将来を危うくさせていることは明白です。主たる生計者が非正規労働者であるという事態が普通に存在するも、将来にわたって労働力を再生産できる賃金、早急に時給1,500円以上を確立することが急務です。

② 最低賃金引き上げ実現のための中小企業・小規模事業者への実効ある支援策

一部の大企業は内部留保として儲けを蓄積していますが、多くの中小企業は最低賃金を引き上げるだけの支払い能力がないとの声があり、実際に引き上げは厳しいものがあります。また、人手不足と地域経済の疲弊に苦しむ中小企業にとって、最低賃金の引き上げには相当の覚悟が必要です。一方で、非正規労働者をはじめ多くの低賃金労働者の生活、命と健康が脅かされているのも事実です。

コロナ禍のもとで、休業手当を補助する雇用調整助成金の日額上限が 8,330 円から 15,000 円に引き上げられました。このことは、時給 1,000 円では暮らせず、1,800 円は必要だと政府も暗に認めたに等しいと考えています。こうした雇用調整助成金の改善と同様の積極的な施策が、最低賃金引き上げにも必要です。山口県内における 2019 年度の業務改善助成金の申請が 7 件で決定が 5 件であったと聞いていますが、あまりにも少なすぎます。最低賃金は企業の支払い能力の前に生計費こそ考慮すべきであり、それが実現できるように中小企業を支援していくことこそ国の責務であるはずで、政府が有効な中小企業支援策を打ち出していないことが、最低賃金引き上げに対する抵抗となっているのではないのでしょうか。私たちも、労使ともに力を合わせ、国に対して「最賃引き上げに伴う中小企業への直接支援」や「最低賃金引き上げに伴う社会保障費への補助」などの施策をとるよう働きかけることが必要だと考えていますし、使用者側のみなさんも国に対して意見を上げていただきたいと思います。

③ 最低賃金引き上げとジェンダー平等の課題

上述した①と②で、最低賃金引き上げが、貧困と格差解消などの社会政策として、また、内需拡大・雇用維持・地域経済の活性化などの経済政策として求められていることを指摘しました。

日本国憲法第 13 条は、「すべて国民は個人として尊重される」と定めており、一人ひとりが独立した個人として生活できることを保障しています。しかし、日本の最低賃金額は、暮らせる水準（生計費）に届いていません。求められる賃金水準は「8 時間働けば普通にらせる賃金」水準です。

課題の一つとして、最低賃金引き上げがジェンダー平等の観点からも求められていることを指摘します。背景には、子育てや看護、介護、福祉などのケア労働に対して、「家事労働的な仕事」であるから、賃金が低くてもよいというジェンダーバイアスのかかった考え方があるのではないのでしょうか。そのことが、今回のコロナ禍で、くっきりと明らかになっています。とくに、医療、介護、保育、福祉の分野で働く労働者は、新型コロナウイルス感染拡大のもとで、感染の危険ととなり合わせとなる緊張感、感染拡大の収束が見通せない不安感の中で、必死で、患者や入所者、子どもたちのために、長時間過重労働を強いられながら働いておられます。それなのに、非常に低い賃金水準におかれています。

「主たる家計の担い手のとして夫とその妻子」という世帯モデルのもとで、女性の賃金を「家計補助的賃金」「副収入」と位置づける考え方が根強く残っているのではないのでしょうか。日本の最低賃金が低額な背景には、こうした家父長的な考え方の風潮、女性を「家に帰属する存在」と見て、「生計者」として見ない悪しき慣習が残存しているものと思われます。

こうした悪しき慣習は、「女性の活躍」が叫ばれる昨今、早急に改善されなければなりません。「最低賃金 1,500 円」は、まさにジェンダー平等の課題です。

(2) 「地域間格差」の是正、(3) 「全国一律最低賃金制度」を創設するための働きかけについて

東京を中心とする首都圏や大都市部への人口流出がとまりません。首都圏に限らず、山口県は広島県と福岡県という大都市に挟まれた条件の下、これら他県への人口流出に歯止めがかからず、山口県の地

域経済に深刻な影響を与えています。山口県内における働く場所の確保とともに、最低賃金の大幅引き上げ、地域間格差の是正は、県外への人口流出を食い止めるもっとも有効な手段であると考えます。また、都市部から地方へ戻ってくる際にも、最低賃金の地域間格差の是正は有効な手段であり、コロナ禍のもとでの都市部の「3密」回避にも役立ちます。「全国一律最低賃金制度」のような、全国の最低賃金が格差のないものであることが地方の活性化につながります。

中央最低賃金審議会がA～Dランクに位置づけて発表する「目安答申」のランク間の格差を維持していたのでは、地域格差はなくなるどころか拡大する一方です。現に、次の「東京及び山口県近隣の他県における最低賃金の推移」のとおり、Bランクの広島県とCランクの山口県との格差は2005年に7円であったものが、2020年には42円に拡大しています。東京都と山口県の格差は2005年時点で72円から2020年時点で184円へと112円も拡大しています。2020年の現時点で、東京都と山口県の年収の差は38万8,608円にもなります。「目安答申」を大きく上回る最低賃金の決定がない限り、都市部と地方の賃金格差は是正されません。政府目標の「加重平均で早期に1,000円」としても、山口県の最低賃金は1,000円未満のままで、この問題は解決されません。

昨年は、山口県を含めた7都道府県が最賃を引き上げていませんが、そのうちで山口県は最も最賃額が低く、山口県より高い20の県は引き上げられるという理解のできない結果となりました。

東京及び山口県近隣の他県における最低賃金の推移 (円)

	2005年	2010年	2015年	2020年	2020年－2005年
東京 (A)	714	821	907	1013	299
島根 (D)	612	642	696	792	180
岡山 (C)	644	683	735	834	190
広島 (B)	649	704	769	871	222
山口 (C)	642	681	731	829	187
福岡 (C)	648	692	743	842	194
東京と山口の格差	72	140	176	184	112

地域間格差を容認する根拠として「生計費」があげられています。しかし、山口県労連も実施した全労連「最低生計費試算調査」の結果からも、25歳単身で全国どの地域でも時間額約1,500円(月150時間換算)は必要であるという結果が出ています。2019年には東京都の結果も発表されています。これによれば、都市部と地方都市の生計費は、消費支出項目によって地域により違いがあるものの、結果としては相殺されて、最低賃金の格差ほどに大きな隔たりはなく、実質的な生計費は都市も地方も変わるものではないことが明らかになりました。「生計費」は、地方の最低賃金が低いことを妥当とする根拠にならず、ランクの解消と「全国一律最低賃金制度」創設の必要性を明らかにしています。また、コンビニエンス・ストアなど、同じ仕事をしているのに地域によって賃金が異なるということも理解できません。

私たちが求めている「全国一律最低賃金制度」の確立には、「最低賃金法」の改正が必要です。法改正は、地方最低賃金審議会で求められている審議事項でないことは十分承知していますが、法制度が矛盾を引き起こしている以上、地方最低賃金審議会での最低賃金の「地域格差」是正について議論する過程で、根本的な解決方法としての「全国一律最低賃金制度」を議論することも必要ではないでしょうか。その議論の公開も有益だと思われまます。

「地域別最低賃金制度」は、世界的に見ればその国に特殊事情(広大な国土や多民族国家、連邦・州国家など)がある場合が多く、世界の大半が「全国一律最低賃金制度」となっています。日本のように国

土が狭く、交通も発達している国では、地域別最低賃金はふさわしくなく、むしろ弊害が大きいと考えます。

(4) 最低賃金の引き上げによる経済波及効果によって県内経済の好循環が生み出されることを前提とした審議を行うことについて。

県労連は、これまでの「最低賃金生活体験チャレンジ」や「最低生計費調査」の取り組みを通して、現行の最低賃金では到底まともな暮らしはできないことや、逆に普通の生活を送るためには時給 1,600 円以上の賃金が必要であることを検証してきました。そうしたなかで、私たちは山口地方最賃審および山口労働局長に対して毎年「直ちに時給 1,000 円以上、早急に 1,500 円以上」を実施することを求めてきました。

こうした私たちの要求に対して、使用者側からは、例えば日本商工会議所は「最賃の引き上げは中小企業の経営を直撃し、雇用や事業の存続自体を危うくすることから、地域経済の衰退に一層拍車をかけることが懸念される」旨を表明しており、毎年の地方最賃審や専門部会の議事録からも使用者側から同様の主張がされていることがわかります。しかし、実際に「最賃の引き上げがどのように雇用情勢を悪化させ、地域経済を衰退させているのか」という主張の根幹部分に係る科学的データ、いわゆるエビデンスについては、これまでの最賃審等の議事録を確認する限り示されたことはありません。

内閣府の「消費行動調査」においても「GDP の 6 割を占める個人消費の動向が景気を左右し、消費を増やすためには給与所得の増加が必要」としていることから明らかであり、県労連も「最賃をはじめとした賃金の引き上げこそ地域経済の再生・活性化につながる」ことを主張しています。2000 年以降の先進国の賃金の引き上げの状況を見ると、米・英・独・仏各国とも 1.5~6 倍になっているのに対して日本だけが 1.04 倍とほぼ横ばいで同期間での「経済成長率」も同様となっています。

県労連では、最低賃金引き上げによる“具体的な”効果として検証するために、「最低賃金に関する基礎調査（厚労省）」、「就業構造基本調査（総務省）」等を資料に、最賃を 1,500 円に引き上げた場合の消費支出への影響を分析しました。総額 3729.3 億円の賃金増で社会保障費が 1010.6 億円増となり、賃金増加額のうち 77.8%が消費に回り 2557.7 億円の消費支出増となります。この支出増を山口県統計分析課による産業連関表に基づいた分析ツール等の公的資料に依って経済波及効果を試算すると、生産誘発額 2811.9 億円、粗付加価値誘発額 1879.6 億円、雇用者所得誘発額 714.5 億円、雇用者を 18,750 人誘発します。また、国税は 216.2 億円、地方税が 137.2 億円の合計 353.4 億円の増となり、県内総生産の 4.4% 押し上げが見込まれる結果となりました。

最賃審議会では、専ら中小企業の生産性を向上させることが、最賃引上げの大前提のように語られます。しかし、政府の用意する生産性向上のための業務改善助成金の活用件数は少なく、中小企業が求めるものとはなっていないことは明らかです。そもそも、サービス業においては、賃金こそが生産性を決定します。低賃金のままでは、生産性は上がりません。解決すべきは中小零細企業の収益性の低さであり、なぜそのような事態となっているのかを分析し、改善する政策を提示することです。都会に流出する、ヒトとカネ。コロナ禍で大幅な人の移動や経済活動が制限されるなかで、自らの足元を見つめなおし、地域経済をどう循環させていくかを考えることが必要です。時給 1,500 円は、確かに高い壁かもしれませんが、働いて賃金を得て生活する労働者にとっては、最低限の生活を送るために必要な金額です。時給 1,500 円を実現することにより、経済の好循環が生まれれば、県内企業にとっても売り上げ増などの収益性向上に向けた第一歩となることは確実です。経済活動を活性化させようにもヒトもカネも動かさないようでは現実性がありません。

以上、最低賃金の引き上げによる経済波及効果によって生産性を向上させ、県内経済の好循環が生み出されることを前提とした審議を行うよう求めます。

(5) 審議過程の完全公開と (6) 多様な職種の意見陳述の機会確保について

最低賃金が低いゆえに、憲法が保障する基本的人権としての生存権が脅かされることがあってはなりません。社会政策の一環として、労働者の「健康で文化的な最低限度の生活」(憲法 25 条) が保障できるよう努めることは国の責務です。そのナショナルミニマムとしての最低賃金の決定は、最低賃金の適用を受ける労働者・国民にとって、非公開の場で決定されるべきではありません。最低賃金審議会は公開が原則です。原則公開を非公開とするには、なぜ非公開とするのか説得力のある説明が求められます。「静謐な環境のもとでの率直な意見交換」では説明にならないのではないのでしょうか。逆に「責任ある科学的な発言とはならない」のではないのでしょうか。しかし、肝心の実質的な審議が行われる専門部会が非公開のままとなっているのが現状です。山口県では一昨年度から各専門部会における審議の概要を閲覧することが可能となり開示の対象も広がっており評価するものですが、あくまでも概要であり、審議の内容や経過を検証することは事実上困難です。昨年度も非公開の審議において実質的な決定がされています。異議申し立ての期日までに議事録が全面公開されるわけでもなく、率直な異議申立のためにも専門部会の公開が求められます。公開により、最低賃金の水準または最低賃金のあり方についてなど、有益な結果をもたらすことも期待できます。少なくとも本審、専門部会に係る議事録の開示(たとえば H.P.での公開など)、最低でも専門部会審議の概要(速報)の複写などは実現すべきです。

同時に、最低賃金に貼り付いた非正規労働者が増えているもとの、その声をいかに審議会にとどけていくかが求められています。多様な職種の意見陳述の機会確保とそれに伴う時間の確保ともに、「答申」に対する異議申し立てへの意見陳述の機会も当然設けるべきです。

最後に、私たちが切望する最低賃金は全国一律に「時給 1,500 円以上、ただちに 1,000 円以上」及び、「引き上げで地域経済の好循環を」という願いを真摯に受け止めた議論をお願いするとともに、審議会(専門部会)の議論が私たちにとって身近なものになることを切望し、意見とします。

以上

2021

最低賃金生活体験

チャレンジ

憲法第25条

すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

最低賃金法第1条

この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

山口県労働組合総連合(山口県労連)

1. 最賃生活体験の実施について

山口県労連は2021国民春闘で、「賃金底上げで地域活性化をめざす」として最低賃金要求を『ただちに時間額1,000円、めざそう1,500円』とかかげました。

この方針に基づいて最低賃金による生活を体験し、現行の最低賃金が憲法25条・最低賃金法第1条の主旨にのっとって生活を保障しているかを検証しました。

この最賃生活チャレンジは、2002年から春闘の時期にあわせて実施しており、今年で20回目となります。

2. 最賃生活体験の実施方法

(1) 山口県の最低賃金は829円。

厚生労働省の平均所定労働時間である173.8時間を労働時間として得られる賃金額としました。

$$829円 \times 173.8時間 = 144,080円$$

(2) 賃金から差し引かれる所得税等の金額は次のとおりとしました。

・所得税	1,705円	
・住民税	3,828円	
・社会保険料等	20,667円	合計 26,200円

(3) 月額賃金144,080円から、所得税等の合計額26,200円を差し引いた117,880円で生活体験を実施しました。

3. 最賃生活体験チャレンジ

(1) 実施期間

2021年2月1日～28日までの28日間

(2) チャレンジャー

・今年のチャレンジャーは27名
(男性：15名・女性12名 平均年齢26.5才)

・組織の内訳は次のとおりです。

・自治労連 25名
・山農労 2名

2021最賃生活体験結果

2月の賃金 144,080円 (時間給829円×173.8時間)

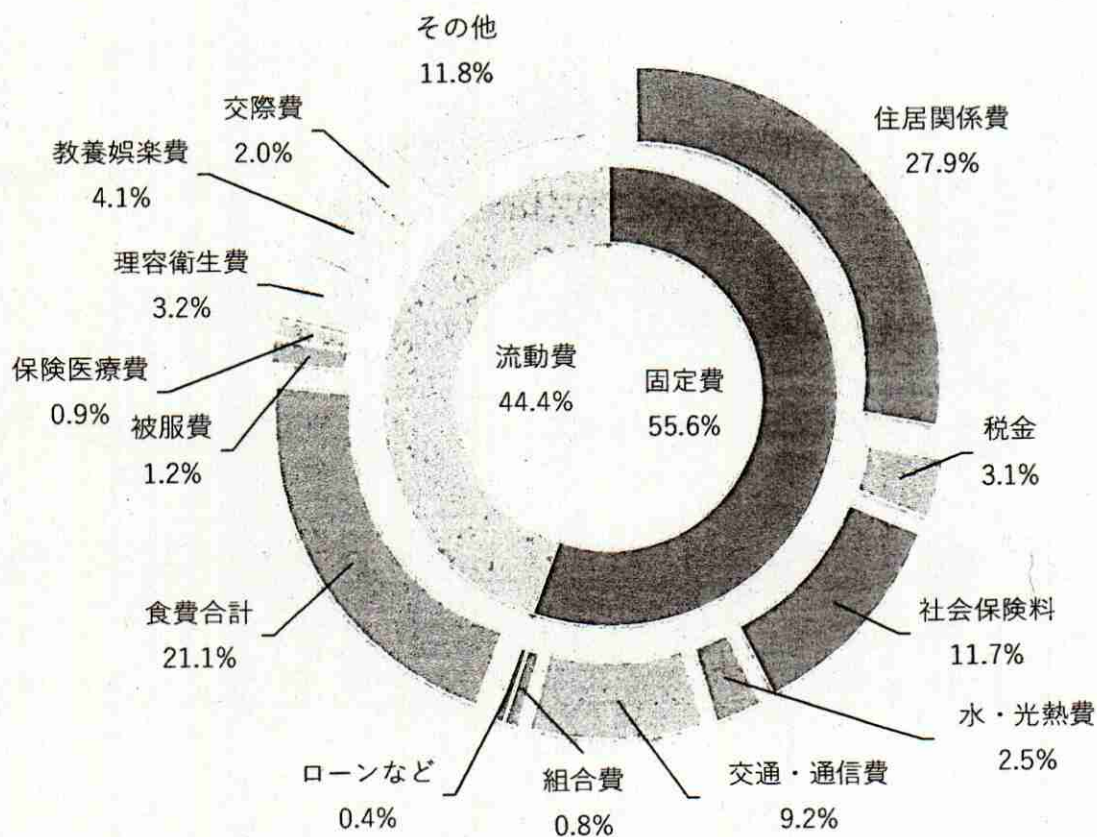
※173.8時間=厚労省の平均所定労働時間

今回の生活体験平均額 (結果)

チャレンジャー27名

固定費		流動費	
費目	金額	費目	金額
住居関係費	49,495	食費計	37,347
税金	5,533	被服費	2,189
社会保険料	20,667	保険医療費	1,599
水・光熱費	4,439	理容衛生費	5,749
交通・通信費	16,397	教養娯楽費	7,238
組合費	1,346	交際費	3,600
ローンなど	740	その他	20,933
固定費計	98,617	流動費計	78,655

支出合計 177,272円



今回の最賃との差額は 33,192円 (平均)



これを時間給に換算すると 191円
(33,192円÷173.8時間)

時間給1020円 (829円+191円)

は必要という結果となりました

◇最低生計費調査基準の所定内労働時間に近い150時間で換算してみると

2月の賃金は124,350円(829円×150時間)

今回の生活体験平均支出合計 177,272円-124,350円=52,922円

これを時間給に換算すると 353円 (52,922円÷150時間)

最低でも

時間給1,182円(829円+353円)が必要という結果になります。

◇山口県労連では、毎年最低賃金生活体験をおこなっています。

これまでは、「2月の1ヵ月間、最低賃金で1日8時間、22日働く」ことを想定して結果を集計してきました。

今年は、厚生労働省の平均所定労働時間である173.8時間で集計をおこないました。

山口県最賃引き上げ状況

年度	時間額	引上げ額
1997	610円	13円
1998	623円	13円
1999	627円	4円
2000	632円	5円
2001	637円	5円
2002	637円	0円
2003	637円	0円
2004	638円	1円
2005	642円	4円
2006	646円	4円
2007	657円	11円
2008	668円	11円
2009	669円	1円
2010	681円	12円
2011	684円	3円
2012	690円	6円
2013	701円	11円
2014	715円	14円
2015	731円	16円
2016	753円	22円
2017	777円	24円
2018	802円	25円
2019	829円	27円
2020	829円	0円
2021		

◆2020年度の山口地方最低賃金 まさかの時給829円「据え置き」

2020年度中央最低賃金審議会が「引き上げ凍結」を出しつつも、多くの地方最低賃金審議会では1～3円の引き上げが行われたなか、山口地方最低賃金審議会は「据え置き」を決定しました。

山口県では17年ぶりの「据え置き」です。また全国で「据え置き」との決定がされたのは、山口県のほかは北海道、東京、大阪、静岡、京都、広島のみです。

171円の引き上げで
時間給**1000円**に！

671円の引き上げで
時間給**1500円**に！

2021最賃生活体験 チャレンジャーからの声

○自分の想定以上に支出していたことと、最低賃金だと一日にこれくらいしか支出できないことをこの最賃生活体験を通して知ることができた。この経験を生かして、自分の所得も最低賃金ほどではないが高所得ではないので、生活を見直そうと思う。

○最低賃金生活体験中はお弁当を作ることにし、食費を抑えたが可処分所得内に収めることはできなかった。交際費を削れば達成可能ではあったが、人間らしい生活を送りたかった為交際費を優先した。食費を安く抑えるために、炭水化物がメインの食生活になってしまうため、一か月で2キロ太ってしまった。

やはりこの賃金では人間らしい生活は難しいと思う。

○10年近く前にも最賃生活体験に挑戦しましたが、そのときは友人の結婚式が続き、交際費が嵩み、最賃をオーバー。今回は、前回よりも給料が増えたこともあり、それにあわせて生活費自体が増え、固定支出の計算段階から、厳しい雰囲気でした。固定支出を除いた1日支出可能金額は、算出すると微々たる金額しか使えないことになり、突発的に入用があっても支出することが困難となり、最低賃金ではコロナ禍のなか、経済的にも不安な日々を過ごすことを余儀なくされるのが分かりました。

今回の経験を通じて、自身の日々の支出を改めて知ることができました。ぜひ若い組合員の方にも経験してもらいたいと思いました。

○117,880円の中で給食費、通信費などのお金を払いながら、自分が楽しむためのお金のこと（服を買ったり、美容院に行ったりなど）を考えると生活していくのは難しいと思った。自分が普段どれだけのお金を使っているのかあまり考えたことがなかったので、こうして家計簿をつけると目に見えてわかりやすい。意外と無駄な出費もあるので今後何かを買うときに金額や本当に必要かどうかを考えていこうと思う。

○2月という日数の少ない月でも収支をプラスにすることは到底困難だった。また想定しているもの以外の支出が発生するとその瞬間に計画がくずれてしまうため安心できない。

2021最賃生活体験 チャレンジャーからの声

○コロナ禍で支出が減っているとはいえ、生きるだけでお金がなくなると実感しました。

○ドライブとコーヒー巡り、スイーツ巡りにはまっているため、休日は出費が多くなる。休日の食事を平日と同じにすれば出費をおさえられるが、趣味の幅がせばまると思う。また毎月5万円貯金しているが、固定支出にこの貯金を加えると可処分所得をオーバーしてしまう。出費を削ったとしても貯金に回せる金額はあまり大きな額にできないと思う。日常生活はできても、貯蓄という後ろ盾がないのは不安である。

○自分が思っている以上に必要経費があることがわかった。最低賃金で生活してみようと1ヵ月頑張ってみたが難しかった。

○子どもに関するお金がかかるので、最賃生活は厳しいと感じた

○固定支出と税金や保険料が高いので、食事や被服、娯楽に費やすお金がほとんど残っていなかった。我慢したり、節約したりしたらいいのかとも思うけれど、心は豊かにはならないと思う。この賃金では普通の生活は続けられない。

○このご時世で、旅行や遠出などのお金がかかることをしていないにもかかわらず、厳しい生活となった。実際これくらいの賃金であれば、住居費はもっと下げた水準となると思われ、今の生活をするのは厳しいとわかった。このような状況では、結婚式への出席や、人へのプレゼントにもためらいがあると思われ、結果的に人とのつながりにも影響を与えかねないと感じた。

○食費・外食費が多く、最低賃金での生活は限りなく無理に等しいと感じた。豊かな生活を送るためには、最低賃金を上げる必要がある。

○1ヵ月の支出がどのくらいあるのか整理、把握することができる良い機会となった。家賃、水光熱費、食費など必要な出費をみると、自由に使えるお金は少ないと感じた。

2021最賃生活体験 チャレンジャーからの声

○引っ越しをしたため、いつもより出費が多い月ではあったが、最低賃金で今からの生活を今まで通りおこなうことは不安を感じる部分が多い。

○今まで家計簿をつけたことがなかったので、普段どれくらい自分が消費しているのか、具体的に見直せるいい機会になりました。食費が大分多いようで、健康のためにも摂生を心がけようと思います。

○実家暮らしなので住宅ローンといった固定支出はあまりありませんでしたが、車は生活必需品で車検やガソリン代を入れると可処分所得では生活できないという事を改めて考えさせられました。今の最低賃金では人付き合いや趣味などをあきらめて暮らさないと生活が出来ません。最低賃金を引き上げる重要性を再度実感しました。

○1カ月の収支決算額をプラスで終わることを目標にして、最賃生活体験に取り組んだが結果はマイナスとなってしまった。平日は実家、弁当等で食費を抑えることができたが、休日の食費はどうしても予算を超えてしまった。食費で1カ月の支出可能金額の大半を占めているので、娯楽や物品購入をすると予算を超えてしまう。

今回の最賃生活体験に挑戦してみて、現状の最低賃金は低く、娯楽等を我慢する必要があると考える。今後の組合活動により、娯楽等もある程度できる賃金となることに期待したい。

○表に実際使用した金額を記入することで、何に足してお金を使っているか把握することができた。2年前にも最賃生活体験を行ったが、そのころと比べて一ヶ月の支出額が増えていることが分かった。

記録することで、必要な支出や無駄な支出を見直すことができた。

○一カ月の支出が娯楽と食費でかなり使用されていることに今回のチャレンジをしてみて気付いた。もっと日頃からお金の使い方を考え、本当に必要なものかどうか見極めて購入しようと思った。

2021最賃生活体験 チャレンジャーからの声

○昨年に引き続き最賃生活体験に挑戦したが、今年も収支決算額がマイナスとなってしまった。家賃や光熱費等から算出した1日支出可能金額が1,419円であり、食費だけでほとんど使い切ってしまう、生活用品等を購入すると明らかに超えてしまう。このことから、現状の最低賃金は低いのではないかと考える。

今後の組合活動により、あらゆる職場環境に即した労働条件、賃金となることに期待したい。

○私は、家族と暮らしていて、食費や光熱費などが少なくて済みます。また、今はコロナのせいで旅行ができず、また外出や人との集まりなども少なく、本来の生活に比べて出費が抑えられています。が、残っている金額はギリギリだったので、生活していくにはだいぶ我慢が必要だな、と感じました。また、仕事がある日は、食費だけで済みますが、お休みの日など少し買い物をしただけですぐお金が足りなくなるのを感じました。それ以外にも、生活をしていくうえで、交通費など定期的な出費がだいぶ大きいな、とも感じました。

○今回の取り組みを受け、かなり節約した生活を心掛けたが、それでもマイナスとなった。実家での生活であるため、家賃・光熱水費等は定額43,000円で計上してこの結果である。社会人である以上は経済的に独立し、一人暮らしで生活していきたい。しかしながら、今回の結果を受け、最低賃金で生活するのが如何に困難であるか身をもって体験した。

正規職員として地方自治体に勤務している今、最低賃金以上の給与をいただいているが、それでも一人暮らしは難しいように思う。公務員の給与に関しては、税金からの支出である以上世間の目が厳しいのも当然である。ただ、公務員給与は日本国全体の平均的な額と定められており、今年度の人事院勧告に見られるように、当然全体がマイナスであれば公務員もマイナスとなる。マイナスに関してはなんの疑問もなく受け入れられるのならば、昇給も積極的であって然るべきだと思う。

日本全体で経済的な余裕を持った生活が送れるならば、これに越したことはなく、これを実現するためにも最低賃金引上げに関しては公務員がモデル的に取り組んでいくべきであると思う。

2021最賃生活体験 チャレンジャーからの声

○自分なりに考えながら頑張りました。

○今回初めて最賃生活に挑戦した。結果として約6万円の赤字となった。最賃生活を行っての感想としては、食事等の生活費はあるものの、娯楽や貯金に充てるお金が全く無い。つまり、今の賃金では楽しい生活が出来ないのではないかと思う。貯金もする余裕もないため、生活は苦しくなっていくのではないかと考える。この事から、私は最低賃金をより増やす必要があると思った。

○毎年参加をしていますが、コロナ禍によりあまり外出をしなかったのでもよりはマイナスが少なかったです。しかしこの引きこもっている状態が普通だとは到底思えません。また今回不意にメガネが壊れて買い換えたのですが、最賃生活ではそのような急な支出に対応できないことがよくわかりました。

○コロナの関係で外出は控えており、家での生活が主だったがそれでも赤字です。病気をした場合はどこから費用を捻出しようとか、固定費を削らないといけないなあとか考えます。最低賃金の底上げを心から願います。

○最賃生活体験で思ったこととして、まず突発的な支出に対応できないことがかなり痛いと思います。急な支出にも対応できるよう貯金をしようとしてもその分生活が安定しないという悪循環が生まれます。そういった中、生活で削るところとしては娯楽費や交際費などの部分だと思います。今はコロナ禍であまり外出などはしないと思いますが結果的にはそういった費用を抑えることにしわ寄せが来ると思います。自分は喫煙者なのでタバコを買いますが嗜好品などにも手を出せなくなると思うと正直イヤですね。「8時間働けば普通に暮らせる社会に」を実現できるよう自分にできることを頑張りたいと思います。

2021春闘 最賃生活体験集約表

NO	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
男/女	男	男	男	男	女	男	男	男	女	男
年齢	25	27	35	41	29	27	26	19	22	24
税金	5,533	5,533	5,533	5,533	5,533	5,533	5,533	5,533	5,533	5,533
社会保険料	20,667	20,667	20,667	20,667	20,667	20,667	20,667	20,667	20,667	20,667
食費合計	32,400	35,283	20,626	34,108	35,099	47,188	26,200	39,200	42,100	56,700
住居関係費	65,500	52,602	51,589	43,000	46,993	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000
水・光熱費	10,000	2,673	11,615	0	0	0	0	0	0	0
交通・通信費	4,500	27,519	16,250	7,869	16,000	84,610	62,669	25,000	9,000	10,540
被服費	0	0	1,650	12,000	0	3,109	0	6,500	1,000	0
健康医療費	0	7,404	0	0	0	0	0	0	3,900	0
理容衛生費	0	0	3,858	0	0	0	1,200	4,000	8,800	4,500
教養娯楽費	0	5,329	1,230	25,558	400	1,800	17,060	15,000	0	0
交際費	19,000	0	2,396	0	4,504	0	0	0	15,000	0
組合費	1,741	2,161	2,161	2,161	3,661	2,161	2,161	0	0	2,160
住宅ローンなど	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	24,610	29,497	30,990	14,028	1,980	34,000	0	0	32,200
支出合計	159,341	183,781	167,072	181,886	146,885	210,048	212,490	158,900	149,000	175,300
最賃との差	-15,261	-39,701	-22,992	-37,806	-2,805	-65,968	-68,410	-14,820	-4,920	-31,220

※ 住居関係費等固定支出の記載のないものは県労連で記載

2021春闘 最賃生活体験集約表

NO	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
男/女	女	男	男	男	男	男	女	女	女	女
年齢	22	22	24	22	26	28	29	25	23	27
税金	5,533	5,533	5,533	5,533	5,533	5,533	5,533	5,533	5,533	5,533
社会保険料	20,667	20,667	20,667	20,667	20,667	20,667	20,667	20,667	20,667	20,667
食費合計	42,800	48,159	40,780	55,900	32,300	27,300	59,300	35,943	26,100	8,950
住居関係費	43,000	43,000	56,000	43,000	58,000	68,404	70,000	51,440	43,000	65,000
水・光熱費	0	0	10,000	10,000	10,000	8,484	0	0	0	0
交通・通信費	5,441	4,547	10,000	10,000	10,000	6,160	10,000	23,298	10,566	0
被服費	0	0	0	0	0	5,800	4,000	9,596	9,000	0
健康医療費	0	0	1,500	5,000	0	0	0	1,150	0	7,240
理容衛生費	19,947	0	0	0	2,100	0	30,000	2,337	3,000	0
教養娯楽費	1,709	2,959	0	71,500	1,780	5,700	3,000	2,606	11,000	0
交際費	0	0	0	0	0	10,000	16,500	300	5,000	5,930
組合費	0	0	2,160	0	2,161	2,156	0	0	0	0
住宅ローンなど	0	0	0	0	0	0	0	0	20,000	0
その他	0	0	1,717	680	14,000	0	0	4,680	0	51,430
支出合計	139,097	124,865	148,357	222,280	156,541	160,204	219,000	157,550	153,866	164,750
最賃との差	4,983	19,215	-4,277	-78,200	-12,461	-16,124	-74,920	-13,470	-9,786	-20,670

2021春闘 最賃生活体験集約表

NO	21	22	23	24	25	26	27
男/女	女	女	女	男	女	女	男
年齢	23	23	26	31	30	28	32
税金	5,533	5,533	5,533	5,533	5,533	5,533	5,533
社会保険料	20,667	20,667	20,667	20,667	20,667	20,667	20,667
食費合計	43,640	31,240	8,572	94,338	19,373	34,660	30,132
住居関係費	43,000	42,980	62,855	43,000	43,008	43,000	43,000
水・光熱費	33,530	8,792	4,794	0	0	0	9,991
交通・通信費	9,200	-32,889	6,262	8,925	12,012	0	19,474
被服費	0	0	0	2,189	4,280	0	0
健康医療費	4,440	50	0	5,794	0	6,710	0
理容衛生費	18,280	1,610	7,224	0	27,160	20,900	328
教養娯楽費	0	9,000	1,980	13,775	2,425	0	1,637
交際費	2,700	0	10,944	0	4,940	0	0
組合費	0	2,156	2,161	2,161	2,156	1,440	1,440
住宅ローンなど	0	0	0	0	0	0	0
その他	2,970	0	23,969	24,160	26,644	153,039	94,614
支出合計	183,960	154,917	154,961	220,542	168,198	285,949	226,816
最賃との差	-39,880	-10,837	-10,881	-76,462	-24,118	-141,869	-82,736

年ごとの推移

02年～21年

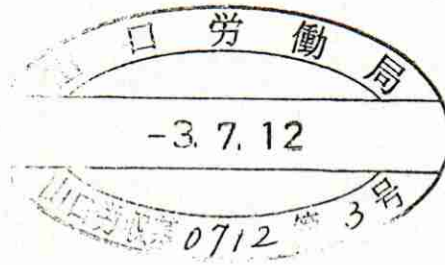
20回目

	02年	03年	04年	05年	06年	07年	08年	09年	10年	11年
最賃生活体験 チャレンジ人数(人)	12	9	12	17	15	18	15	23	25	28
時間額	637	637	637	638	642	646	657	668	669	681
2月賃金	101,920	101,920	101,920	102,080	102,720	103,360	105,120	106,880	107,040	108,960
税金	1,504	690	328	1,996	2,150	2,133	2,250	2,922	2,940	3,149
社会保険料	14,664	13,799	13,849	12,279	12,286	12,782	14,347	14,117	14,117	14,117
食費合計	32,694	37,149	33,955	40,745	34,089	42,928	23,305	35,143	37,362	35,098
住居関係費	22,634	36,023	28,710	29,339	24,822	24,781	25,925	27,981	26,067	32,037
水・光熱費	5,512	6,352	4,809	9,930	9,847	5,376	10,789	6,370	5,881	6,567
交通・通信費	9,675	10,963	11,926	4,020	13,389	12,389	15,035	17,474	15,774	16,395
被服費	3,478	3,305	3,043	2,436	1,578	4,377	1,428	1,790	1,402	4,360
保険医療費	3,675	3,077	8,231	4,844	6,232	3,982	2,655	2,626	4,796	3,331
理容衛生費	3,642	2,444	2,461	1,875	1,986	2,637	3,021	3,818	3,251	2,470
教養娯楽費	8,926	6,968	8,323	9,404	5,204	7,874	6,582	6,018	12,074	6,963
交際費	6,127	12,406	24,866	7,125	8,043	10,024	15,691	7,303	5,936	10,611
組合費	1,934	1,185	1,338	2,138	2,254	1,815	2,092	1,252	1,699	1,480
ローンなど	8,125	667	3,484	2,317	10,998	0	0	2,126	160	0
その他	12,596	13,420	12,134	24,148	21,655	13,651	8,490	13,195	10,599	6,498
支出合計	135,186	148,448	157,457	152,596	154,533	144,749	131,610	142,135	142,058	143,076
最賃との差	-33,266	-46,528	-55,537	-50,516	-51,813	-41,389	-26,490	-35,255	-35,018	-34,116

年ごとの推移

02年～21年 20回目

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
最賃生活体験 チャレンジ人数(人)	34	23	20	30	18	27	30	23	32	27
時間額	684	690	701	715	731	753	777	802	829	829
2月賃金	114,912	121,440	123,376	125,840	128,656	132,528	136,752	141,152	145,904	144,080
税金	3,369	3,296	3,390	3,723	4,104	4,495	4,690	5,200	5,908	5,533
社会保険料	14,992	16,417	17,719	17,955	18,237	19,498	19,445	20,643	20,679	20,667
食費合計	43,547	36,510	40,762	42,229	46,075	39,611	37,210	42,190	41,296	37,347
住居関係費	30,397	34,304	42,276	41,041	46,136	42,344	42,314	43,857	46,153	49,495
水・光熱費	6,626	7,976	4,530	3,732	2,602	3,271	3,760	5,605	3,506	4,439
交通・通信費	12,197	18,429	16,513	16,676	18,586	20,730	13,748	15,093	24,405	16,397
被服費	4,394	5,254	2,644	3,619	5,229	3,805	3,393	5,109	5,045	2,189
保険医療費	5,119	2,632	3,644	2,317	4,486	1,928	1,844	1,963	1,840	1,599
理容衛生費	4,741	2,254	1,669	3,809	4,825	3,649	2,819	1,976	4,599	5,749
教養娯楽費	16,687	12,111	9,890	6,379	9,097	6,435	12,540	9,750	9,361	7,238
交際費	7,074	10,809	6,878	12,463	9,572	8,958	6,941	17,498	12,893	3,600
組合費	1,884	2,437	1,713	1,634	1,375	1,759	1,582	1,818	988	1,346
ローンなど	0	3,087	463	2,401	961	1,044	4,449	3,985	0	740
その他	15,944	13,851	21,601	17,468	9,379	8,580	24,571	15,951	15,727	20,933
支出合計	166,971	169,367	173,692	175,446	180,664	166,107	179,336	190,668	192,400	177,272
最賃との差	-52,059	-47,927	-50,316	-49,606	-52,008	-33,579	-42,584	-49,516	-46,496	-33,192



2021年7月12日

山口地方最低賃金審議会
会長 濱島 清史 様
山口労働局
局長 村井 完也 様

山口県高等学校教職員組合
執行委員長 高見 英

「山口県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の
意見聴取に関する公示」に基づく意見

山口労働局一般公示第22号に基づき、今年度の最低賃金改正にあたって、山口県高等学校教職員組合の意見を述べます。

記

1、意見の趣旨

- (1) 今年度の山口県最低賃金の改正について、少なくとも時給1,000円以上とすること。
また、時給1,500円以上を早急に実現すること。
- (2) 首都圏・都市部への資本・労働力の集中や地域間格差を是正するため、全国一律最低賃金制度の創設を政府及び中央最低賃金審議会に要請すること。
- (3) 最低賃金引き上げのための、中小企業への支援を強化するよう国に要請すること。
- (4) 最低賃金の改定に実質的に影響を及ぼす専門部会と、最低賃金を決定する審議会が非公開とされていることは不当であり、審議の透明性および公平性を高めるために、専門部会を含め、すべて審議の場について完全公開とすること。
- (5) 最低賃金決定への意見陳述について、時間の拡大と多様な職種からの意見陳述の機会及び一人当たりの意見陳述時間を確保すること。
- (6) 異議申し立てに対する意見陳述の機会を確保すること。

2、意見の内容

- (1) 最低賃金を時給1,000円以上とすることについて

2020年の地域別最低賃金は、1,000円未満が47都道府県中45都道府県で、そのうち16県（鳥取、島根県含む）が700円台となっています。一昨年、山口県労働組合総連合を中心に取り組んだ「山口県最低生計費試算調査」でも、山口市在住、独身25歳が必要とする最低生計費は月額24万円となり、時給に換算すると「1,600円」が必要であることが明らかになっています。また、20年1月30日に県労連が発表した子育て世代に必要な生計費（子ども2人）では、30代で約500万、40代で約620万、50代で約710万という試算結果が出ています。

最低賃金は公務員の初任給や諸手当の他、高卒で就職する生徒の賃金にも大きく影響します。若者が県内で自立した生活を営むために、また若者の県外の流出を防ぎ、子育て世代が山口県内に定住し、安心して結婚・出産ができる家計を保障するために

も、そして持続可能な財政運営のためにも、こうした県内の実態調査に基づくデータから早急に「時給 1,500 円」、最低でも当面「時給 1,000 円」の引き上げを求めます。

(2) 全国一律最低賃金制度の確立と中小企業支援について

最低賃金の「ランク制」には大きな問題があり、最低賃金が「地域格差」を生じさせるとともに、地域の賃金水準の決定につながっています。格差の拡大は、労働力の都市圏への流出を促し、地域経済の疲弊を助長させます。実際、県内の高卒生の就職状況を見ても、東部は広島県に、西部は福岡県などに流出しています。県内定住、人口流出抑制の観点からも、地域間格差を是正する全国一律最低賃金制度の確立こそ求められています。

また、地方の中小企業は、賃上げの必要性は感じながらも、企業の収益と事業の継続性に鑑み、賃上げに対し二の足を踏んでいるのが現状です。中小企業に対する減税や、社会保障費の負担軽減などの支援策を国に要請することを求めます。

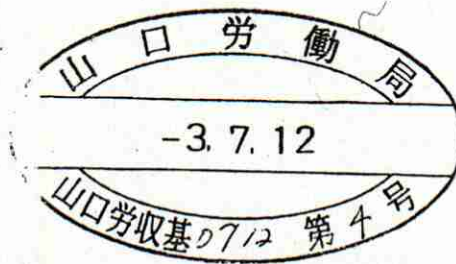
(3) 審議会の在り方について

最低賃金の改定に実質的に影響を及ぼす専門部会が公開されていないことは極めて不当であり、地方自治法 115 条に定められた「議事公開の原則」に反します。国民の最低限の権利としての最低賃金決定が密室で行われているということ自体が異常であるにも関わらず、「活発な意見交換ができない」という理由で非公開とすることは、理解できません。また、現在多様な職場・職種で非正規雇用の拡大が進み、最低賃金改正の影響を直接的に受ける労働者が多数存在します。そうした、労働者の声を幅広く反映させるべく、意見陳述の人数や時間の確保を求めます。

県内の多くの労働者の待遇にかかわる最低賃金の改正については、専門部会を含め、すべての審議の場について完全公開を求めます。公開こそが審議会の透明性および公平性を高めるとともに、「健康で文化的な最低限度の生活」（憲法第 25 条）を担うにふさわしい人選がなされているのかどうかを国民・県民が判断することを可能とし、同時に審議会の権威を高めることにつながります。高等学校における主権者教育においても、会議や予算など、その透明性の重要性を生徒に指導しているところです。英断を求めます。

以上

山口地方最低賃金審議会
会長 濱島 清史 様
山口労働局
局長 村井 完也 様



2021年7月12日

山口県教職員組合
執行委員長 富永 謙

「山口県最低賃金の改正決定に係る関係労働者

及び関係使用者の意見聴取に関する公示」に基づく意見

山口労働局一般公示第22号による公示にもとづき、今年度の最低賃金改正にあたって、山口県教職員組合の意見を述べます。

記

1、意見の趣旨

- (1) 2021年度の山口地方最低賃金については、時給1,500円以上をめざし、当面、今すぐ1,000円以上に引き上げること。
- (2) 最低賃金の決定に当たっては、地方と都市部との地域格差是正に努めること。地域間格差は、若者・働き手の地方から都市部への流失にもつながっており、地方の活力創出の立場からも、「全国一律最低賃金制度」の創設を貴審議会として国および関係機関に働きかけること。
- (3) 最低賃金引き上げ実現のために、中小企業・小規模事業者に対する支援施策の拡充を、国や県に対し働きかけること。
- (4) 山口地方最低賃金審議会のすべての会議（本審、専門部会）を公開し傍聴を認めること。また、詳細な議事録を作成し公開すること。
- (5) 最低賃金決定への意見陳述の時間を大幅に拡大し、多様な職種からの意見陳述の機会および一人当たりの意見陳述の時間を十分に確保すること。また、異議申し立てへの意見陳述の機会を確保すること。

2、意見の内容

- (1) 2021年度の山口地方最低賃金については、時給1,500円以上をめざし、当面、今すぐ1,000円以上に引き上げることについて

貧困と格差の拡大が、子どもたちの安心の拠り所である家庭生活を直撃しています。さらに、昨年度から続く新型コロナウイルス感染症拡大が追い打ちをかけている実態です。「子どもの貧困率(2019年度)」は13.5%になり、子どもたちの7人に1人は貧困の中で生活をしています。学びたくても学費が払えずに退学したり、進学をあきらめたりする子どもたちがいます。こうした「子どもの貧困」問題を解決するためには、子どもたちの生活基盤である家庭収入の安定が不可欠です。最低賃金を時給1,500円以上、今すぐ1,000円以上に引き上げるとは、こうした厳しい家庭環境を改善することにつながり、すべての労働者の賃金引き上げ、家庭収入増や家庭生活基盤の安定を図ることにつながります。深刻な「子どもの貧困」問題を解決するためにも、時給1,500円以上をめざし、今すぐ1,000円以上に引き上げることが必要です。

- (2) 地方と都市部との地域格差是正に努めること、「全国一律最低賃金制度」の創設を貴審議会として国および関係機関に働きかけることについて

2020年度の高校生の県内就職率は、山口労働局の調査では、県内81.3%、県外16.9%となっています。その中でも特に県外就職率の高い地域は、下関市や岩国市となっています。その理由としては最低賃金の違いが大きいと思われます。最低賃金が山口829円に対し、広島871円(+42円)、福岡842円(+13円)となっています。その結果、最低賃金の高い両県への若者・労働人口の流出が見られます。東京1,013円とは実に184円の格差です。

しかし、この間、全労連や県労連が行った最低生計費調査の結果では、全国どこでも最低生計費は時給に換算すると、1,500円~1,600円必要であり、大都市であろうが地方であろうが変わらないことが結果として明らかとなっています。

こうした面からも、最低賃金の地域間格差を是正し、「全国一律最低賃金制度」導入を進めるべきです。「全国一律最低賃金制度」の創設は、労働人口の県外流出を食い止める有効な手段であり、地域経済活性化にとってもまさに重要です。最低賃金の地域間格差をなくし、全国どこでも同じにすることで、若者の都市部への県外流出を食い止め、地域経済の活性化につなげることが可能です。このたびの新型コロナウイルス感染症拡大の問題においても、都市圏への人口集中が感染流行の大きなリスクとなっていることが明らかとなりました。コロナ対策の面からも「全国一律最低賃金制度」を早期に確立し、都会部への人口流出・一極集中を防ぐことが必要ではないでしょうか。

- (3) 最低賃金引き上げ実現のために、中小企業・小規模事業者に対する支援施策の拡充を、国や県に対し働きかけることについて

先日、青少年の雇用拡大ならびに就職保障を要請し、山口県経営者協会や山口県中小企業団体中央会など、県内経済団体への要請懇談を行いました。各経済団体ともに、「労働者の賃金引き上げ」「最低賃金引き上げ」の重要性はご理解いただきました。しかし一方で、賃金引き上げに伴う経営者側の経費の増加、特に、中小企業経営者や小規模事業者からは、賃金引き上げに伴う企業・事業所自体の経営維持への不安が挙げられました。こうした中小企業・小規模事業所の経営不安を取り除くうえでも、賃金引き上げに伴う社会保険料事業者負担増を国や県で負担するなど、国や県からの中小企業・小規模事業所に対する公的な支援施策の大幅拡充が求められます。

- (4) 山口地方最低賃金審議会のすべての会議（本審、専門部会）を公開し傍聴を認めること。また、詳細な議事録を作成し公開することについて

情報公開法の趣旨からして、すべての会議の公開、ならびに、議事録を作成し公開することは、県民として当然の要求です。私たちが切望する「最低賃金時給1,500円以上に」などの願いを真摯に受け止め、貴審議会での活発な議論と公正な審議を深める立場からも重要なことだと思います。

- (5) 最低賃金決定への意見陳述の時間を大幅に拡大し、多様な職種からの意見陳述の機会および一人当たりの意見陳述の時間を十分に確保すること。また、異議申し立てへの意見陳述の機会を確保することについて

最低賃金決定にあたり、審議会の姿勢として、意見陳述にしっかり耳を傾けることが必要です。一人ひとりの意見陳述をしっかり受け止める立場からも、意見陳述の時間の拡大が必要です。また、異議申し立てに対する意見陳述の機会を確保することも必要です。改善を要求します。

以上

2021年7月12日

山口地方最低賃金審議会
会長 濱島 清史 様
山口労働局
局長 村井 完也 様



コープやまぐち労働組合
執行委員長 長谷川

**「山口県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に
関する公示」に基づく意見**

山口労働局一般公示第22号による公示にもとづき、今年度の最低賃金改正にあつて、コープやまぐち労働組合の意見を述べます。

記

1. 意見の趣旨

- (1) 山口県の最低賃金を早急に1,000円に引き上げ、早期に1500円とすること。
- (2) 地域経済の格差是正の為に「全国一律最低賃金制度」の創設を審議会として国及び関係機関に働きかけること。
- (3) 最低賃金引き上げのため、中小企業を対象とした補助金制度、減税制度その他経営に配慮した支援を行うよう国に要請すること。
- (4) 山口地方最低賃金審議会のすべての会合・審議の場を完全に公開とすること。また本審、専門部会に係る詳細な議事録の作成と開示、閲覧、複写を実現し、市民が容易に利用できるよう、インターネット上で公開すること。
- (5) 最低賃金決定への意見陳述の時間の拡大と、意義申し出に対する意見陳述の機会を確保すること。
- (6) 最低賃金決定に際して、生計費に関する資料に基づき議論を行うこと。

2. 意見の内容

(1) 昨年の山口県の最低賃金は引き上げ額は0円という結果でした。昨年は全国でも7都道府県だけが引き上げ額0円でしたが、その中で最も時給額が低いのが山口県でその額は829円です。

コープやまぐちの従業員は、約 900人います。そのうち非正規労働者(アルバイトも含む)は約 8割を占めています。コープのお店で忙しく動き回っている従業員の多くは勤務時間こそ4時間や5時間契約の人たちが多いですが、ほとんどが非正規です。まさに、コープやまぐちは非正規の従業員がいなければ、何ひとつ動かないのが実態だといえます。

コープ内で最低時給の事務職の場合は、時給 855 円で 173 時間働いたとして月収 14 万 7 千円です。労働基準法に定められている8時間働いても、この月収です。これでは憲法 25 条で謳われている「健康で文化的な生活」を営むことは到底できません。働いていないのではなく、働いているのです。一昨年発表された山口県労連の最低生計費試算調査でも、山口県で普通の暮らしをするには月収24万円必要というデータも示されており、今の最低賃金 829 円では、到底普通の暮らしが出来ないのが明らかになっています。

生協では青年や職場を失った中高年の労働者が、非正規労働者として再就職してくる割合が増え続けています。一番の問題は、この時給では将来展望を描けないということです。コロナ禍の中、生活必需品を提供するというエッセンシャルワーカーとも言える生協職員が最低賃金近傍で働いている現状であり、すぐにでも最低賃金の大幅引き上げが必要だと考えます。

非正規労働者の時給が生協での働きに対する時給設定ではなく、地域相場をよりどころにしている事から、生協の中で最低時給のアルバイトは、まさに最低賃金にはりついています。山口県の最低賃金が 829 円になったときに、アルバイトの採用時給をあわてて上げたというのが実情です。

最低賃金の改訂が、非正規労働者に与える影響力は極めて大きく、今では非正規労働者の生殺与奪の権をも握っているといっても過言ではありません。

(2) 世界の最低賃金制度は、全国一律制が主流です。ILO 調査報告によれば、調査対象国 101 カ国中、59 カ国(58%)と多数を占めており、特に発達した資本主義国で最低賃金法制を定めている国は、ほとんどが全国一律制度を採用しています。地域別最低賃金制をとっているのはわずかで、その多くが発展途上国か連邦国家で、面積が大きく、各地域の経済的な完結性が高く、かつ、地域間の格差が大きい国です。

コープやまぐちの職場においても、岩国市の事業所は時給の高いお隣の広島県に雇用が奪われ、毎年多くの欠員に悩んでいます。ランク B の広島とランク C の山口において、時給の格差はますます広がっていくばかりです。若い人であれば、移り住む選択をすることになります。また同じ C ランクの中でも中央の目安からの地域の上げ幅の違いもあり、山口県においては C ランクの中でもどんどん順位を落としてきている現実もあります。

他県への人口流出を防ぎ、山口県内の地域活性化のためにも、地域間格差の是正に取り組み、全国一律最低賃金制度の創設を国に要請するべきです。

(3) 最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業が行われていますが、要件を満たすのが困難で利用数は極めて少ないのが現実であります。

中小企業にとって負担が大きいのは社会保険料です。厚生年金保険料率は労使で折半ですが、労働者の報酬月額により負担額が上限に達して頭打ちとなり、その結果、高所得者や大企業ほど負担が軽くなります。健康保険料も同様の頭打ち制度があり、「所得の再分配」という社会保障の重要な機能を損なっていると考えます。

地域経済を活性化するためにも、最低賃金の引き上げによって地域にお金を循環させるだけでなく、中小企業の経営に配慮した施策を行い、その経営を安定させることも必要です。現在の支援制度が、山口県においてあまりに低調な利用状況であることから、最低賃金を引き上げるにあたっては、中小企業を対象とした補助金制度、減税措置、その他経営に配慮した施策も行うよう国に働きかけるべきです。

(4)最低賃金の金額は非正規労働者にとって、今後の生活に関わる重要なものです。非公開の理由が「正常な議論ができない」と言われるのは、傍聴者に対する差別と偏見であると思います。公開している鳥取では「公開後、議論が活発になった」と報告されています。活発な意見が交わらせてこそその審議会ではないでしょうか。

「意見書」や「異議申し立て」について、議論の内容説明が一方向的で不十分であり、質問さえも出来ないのが現状です。すぐさま全ての審議の場を公開とすることを求めます。公開しない場合は、本審、専門部会に係る詳細な議事録の作成と開示、閲覧、複写の実現。専門部会審議の概要の複写の実現、及び市民が容易に利用できるようインターネット上での公開を求めます。

(5)意見陳述が行われるようになって7年目になります。以前コープやまぐちで働く時給労働者の実態を訴えました。意見陳述の時間が20分と決められており、一人当たり7分の時間しかありませんでした。ダブルワーク、トリプルワークをしながらの生活実態を訴えるのにはとても時間が足りません。陳述の時間を大幅に拡大することを求めます。また意義申し立てについても、同様に意見陳述の場を設けることを求めます。

(6)最低賃金は、最低賃金法第9条第2項の規定により、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力、を考慮して定めなければならないとされています。

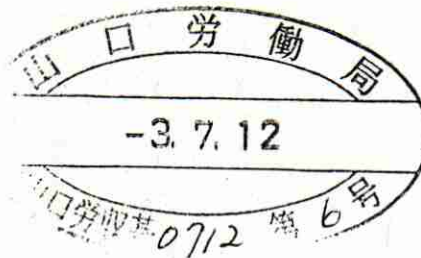
ところが、山口地方最低賃金審議会の資料には、「②労働者の賃金」の参考資料として「賃上げ要求・妥結状況」、「③通常の事業の賃金支払能力」の参考資料として「経済資料」が配布されていますが、「①労働者の生計費」に関する参考資料はありません。

審議にあたっては、最低賃金法第21条の権限を行使し、山口県における労働者の生計費を調査し、その参考資料をもとに最低賃金を決定すべきであると考えます。

以上

2021年7月12日

山口地方最低賃金審議会
会長 濱島 清史 様
山口県労働局
局長 村井 完也 様



生協関連一般労働組合
執行委員長 西崎

「山口県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示」に基づく意見

山口労働局一般公示第22号による公示にもとづき、今年度の最低賃金改正にあたって、生協関連一般労働組合中四国の意見を述べます。

記

1. 意見の趣旨

- (1) 2021年度の山口地方最低賃金を、直ちに時給1,000円以上とし、1,500円を目指していただきたい。
- (2) 最低賃金決定に際して、労働者の実際の生計費に関する資料に基づき議論を行っていただきたい。
- (3) 「全国一律最低賃金制度」の創設を貴審議会として国に働きかけていただきたい。ランク制度の見直しを、国に働きかけて頂きたい。
- (4) 最低賃金引き上げのため、現在の中小企業支援の助成制度の問題点を明らかにし、改善策を国に働き掛けて頂きたい。
- (5) 山口地方最低賃金審議会のすべての会合・審議の場を、会議原則に基づき完全に公開としていただきたい。とりわけ専門部会の公開を、初回だけではなく全てにおいて実現して頂きたい。
- (6) 意見陳述の時間を大幅に拡大し、多様な職種からの意見陳述の機会を保障していただきたい。あわせて異議申し立てに対する意見陳述の機会を保障していただきたい。

2. 意見の内容

(1) 山口地方最低賃金を、直ちに時給 1000 円以上とし、1500 円をめざすことについて

昨年の山口県の最低賃金は、残念ながら 1 円も上がりませんでした。引上げ額ゼロ円は、なんと 2003 年以來のことです。昨年は全国でわずか 7 都道府県だけが引上げ額ゼロ円でしたが、その 7 都道府県の中でも最も時給額が低いのが山口県の 829 円です。

この時給で一日 8 時間、厚労省の平均所定労働時間である月 173.8 時間をかけると月額 144,080 円です。ここから所得税や社会保険料など 26,200 円を差し引くと、手取り額は約 117,880 円です。この月額で 1 カ月間、生活体験チャレンジをされた報告は、すでにご存知の通り、人としての生活とは程遠い非常に過酷なものでした。

しかし、エッセンシャルワーカーと言われる社会生活にとって欠かせない生活物資を販売、供給する生活協同組合関連で仕事をしている私たち労働組合の労組員は、これに近い賃金で、365 日を過ごしているのです。今年の春闘で 15 円のベアを勝ち取り、ようやく 900 円の採用時給にはなりましたが、それでも月額は 156,420 円にしかならず、829 円時給との月額の差額は、わずか 12,340 円であり、年収でいっても 200 万円に届かないワーキングプアの領域に位置しています。昨年の春闘では 35 円のベアでしたが、今年は 15 円です。それでもよく出したほうだと、理事会は主張します。最低賃金が据え置きであったことは、こういう効果となって表れることを是非とも認識して頂きたいと思います。

なぜ、生協のような職場でもこのような扱いがまかり通っているのか。そこには、すでに職場の基幹力として仕事をしているにもかかわらず、賃金だけが従来の「家計の補助」「安価な労働力」「雇用の調整弁」的な扱いが継続されていることに大きな要因があります。このことが、日本の労働者全体の賃金を引き下げ、この 20 年間、日本だけが世界の労働者の賃金から取り残されて低迷している大きな要因だといえます。

社会生活にとってなくてはならない仕事をしている労働者の多くが、非正規労働者であり、各県の最低賃金に限りなく近い時給で働かざるをえない実態を改善することは、日本社会にとっても喫緊の課題であると認識する必要があります。

健康で文化的な人間らしい生活とは、ただ食べて、働いて、寝るだけではありません。人としての尊厳が守られ、家族を持とうとする意欲が持てる、人たるに値する賃金でなければなりません。山口県労連が 2019 年に発表した最低生計費試算調査結果によっても、青年が当たり前の生活を送るための時給は 1,500 円以上必要であることが明らかとなりました。生協労連の調査では、時給 1500 円、月収 23 万円、年収で 300 万円あって、はじめて健康で文化的な生活を営むことができる、社会保障費を充実させれば年収 270 万円でも可能という結果が出ています。

非正規労働者の多くが労働組合に組織されていない現状の中では、地方最低賃金の引き上げが、労働条件を引き上げる唯一の手段となっていることにも留意していただき、一刻も早く最低でも時給 1,000 円を実現し、1500 円を目指して頂きたいと思います。

(2) 労働者の実際の生計費に関する資料に基づき議論を行うことについて

最低賃金法第9条第2項によれば、最低賃金は、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力、を考慮して決めなければならないとされています。ところが、山口地方最低賃金審議会の資料には、「②労働者の賃金」の参考資料として「賃上げ要求・妥結状況」、「③通常の事業の支払い能力」の参考資料として「経済資料」が配布されていますが、「①労働者の生計費」に関する参考資料はありません。

審議にあたっては、最低賃金法第21条の権限を行使し、山口県における労働者の生計費を調査し、その参考資料をもとに最低賃金を決定していただきたい。山口県労連が2019年に発表した、最低生計費試算調査結果についても是非とも参考にしていただきたい。

(3) 全国一律最低賃金制度の創設とランク制度の見直しについて

全労連が全国で展開している最低生計費試算調査の結果からも明らかなように、最低生計費に必要な時給は、全国どこでも1500円～1600円前後という結果になっています。全国をA B C Dの4つのランクに分ける根拠は、もはや崩れているのは明らかではないでしょうか。地方から都市へと人口が流出する最大の要因である最低賃金の格差をなくし、全国一律最低賃金制度を確立することは、貧困と格差を解決するカギを握っているといえます。またコロナ禍の中で、都市部への人口集中を解消していく上でも全国一律の最低賃金制度確立は急務といえます。

国においても検討が始まっていることもあり、ぜひとも貴審議会において議論をされ、現状の4つのランクに分けた最低賃金制度そのものを見直し、全国一律最低賃金制度を創設するよう、国に働きかけていただくようお願いします。

(4) 中小企業への支援について

中小企業経営者も、労働者が安心して働くことができる環境を整えることを望んでおられると思います。地域経済を支える主役である中小企業・小規模事業者に、最低賃金の引き上げを保障する特別な財政措置を行うよう、国への働きかけをお願いします。

現在の助成制度の利用率が極端に低い実態は、その制度自体が本当の意味で中小企業の支援策になっていないことを表しています。そのような制度を周知する方向ではなく、社会保険料の減免など実質的な援助の実現を国に求めて頂くよう切にお願いします。

あわせて、単価の不当な切り下げなど大企業の下請けいじめをただすことなど、コストが適正に反映される仕組みを整備するようお願いします。

中小企業経営者と労働者は、決して対立する関係にあるのではなく、地域経済を共に支え、成長させていくことが可能だと考えています。

(5) 議論の完全公開について

非正規労働者にとって、今年の最低賃金がどのような金額になるのかは、自分たちのこれからの生活を営むうえで極めて大きな問題です。まさに生殺与奪にかかわる問題に直結しています。人間の命に係わる最低賃金について、どのような審議をされているのかを、是非とも完全公開していただくようお願いします。

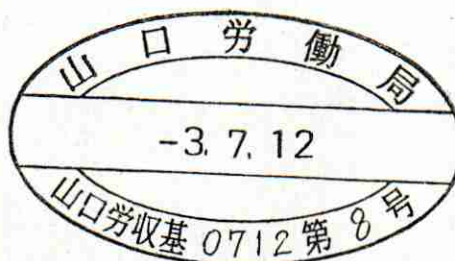
(6) 意見陳述について

意見陳述が出来るようになって、すでに6年を経過しました。意見陳述実現のための貴審議会のご努力に感謝するものです。しかし、配分された時間は、3人で20分であり一人あたり7分弱というものです。今年もこれを踏襲すると、審議会で決められました。しかし、どの陳述者も時間を気にしながら、最後は早口で意見を述べなければならない現場を何度も見ました。本当に最低賃金ぎりぎりで行っている人達の実情を知っていただくために、来年度に向けて、多様な職種からの意見を求めていただくとともに、陳述の時間をぜひとも延長していただくようお願いします。あわせて、意義申し立てについても、意見陳述の場を設けていただきますようお願いします。

以上

2021年7月12日

山口地方最低賃金審議会
会長 濱島清史様
山口労働局
局長 村井完也様



山口県自治体労働組合連合
執行委員長 中野 敏

「山口県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び
関係使用者の意見聴取に関する公示」に基づく意見

2021年6月28日付山口労働局一般公示第22号による標記の公示に基づき、今年度の最低賃金の改正にあたって、下記のとおり山口県自治体労働組合連合(山口自治労連)の意見を述べます。

記

1. 意見の趣旨

(1) 2021年度の山口地方最低賃金を時給1,000円以上とすること。また時給1,500円以上を早急に実現すること。あわせて、最低賃金の決定にあたっては、地域間格差の解消に最大限の配慮をすること。

2. 意見の内容

(1) 「2021年度の山口地方最低賃金を時給1,000円以上とすること。また時給1,500円以上を早急に実現すること。あわせて、最低賃金の決定にあたっては、地域間格差の解消に最大限の配慮をすること。」について

①最低賃金ではわずか1月間でさえ普通の生活ができないことを実際に体験…「最低賃金生活体験チャレンジ」

山口自治労連は、毎年2月に山口県労働組合総連合(山口県労連)の「最低賃金生活体験チャレンジ」(最賃チャレンジ)に取り組んでおり今年で20回目となりました。今年は27名(女性12名、男性15名、平均年齢26.5歳)が参加し、2月1日から28日までのあいだ、山口県最低賃金：時給829円、月額144,080円(829円×173.8時間)から税金や社会保険料を差し引いた月額117,880円で生活してみようとチャレンジしました。

最賃チャレンジの結果については、27名の平均支出額が177,272円で最低賃金の月額との差は33,192円となりました。コロナ禍の影響があったためか今年の差は昨年より約1万3千円少なくなっていますが、このような特殊な事情のもとでもなお最低賃金月額との差が3万3千円生じているわけであり、そのことから現行の最低賃金では普通の生活など到底できないことを如実に示しています。

②普通の暮らしを送るには月額24万円が必要(25歳、単身者)…時給1,600円の賃金が必要

山口県労連が2018年11月から19年3月にかけて行った「最低生計費試算調査」によって、憲法第25条が国民に保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を営むためには、例えば25歳の男性単身労働者の場合、月額で241,740円必要であることが判明しました。この金額を賃金で得ようとするれば、一般の労働者の平均的な所定内労働時間である月150時間で除して時間給

1,618円となります。

最低賃金法第9条第2項には「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費……を考慮して定められなければならない」と定められており、山口県の最低賃金は生計費試算調査結果に基づいて時間給1,500円以上、直ちに1,000円以上とする必要があります。

③最低賃金が自治体の非正規労働者の賃金決定に大きな影響

従来から、自治体の非正規職員の賃金はその地域の「最低賃金」または「高卒の正規職員の初任給」をベースに決定されており、そうしたもとの最低賃金の低さが「官製ワーキングプア」を生み出してきたことは言うまでもありません。

しかしながら、一方の「高卒の正規職員の初任給」についても、長年にわたる公務員賃金の抑制政策のもとでほとんど改善されてこなかったため、ここ数年の最低賃金の引き上げによって、現在では最低賃金と大差のない状況が生まれています。(下表参照)

こうした状況は、自治体の非正規職員の新たな制度として2020年4月から始まった「会計年度任用職員制度」のもとでも変わっていません。つまり、現在では上記のどちらをベースにして会計年度任用職員の賃金を決定するにしても、最低賃金の額が大きな影響を与えているわけであり、最低賃金を現在の水準に放置している限り「官製ワーキングプア」の解消など到底できないといっても過言ではありません。

私たちは、自治体の職員が正規、非正規を問わず安心して住民サービスの職務に専念することができるため、8時間働けば質素ながらもふつうに暮らせる時給1500円以上の最低賃金を求めます。

最低賃金額と行政職「一」俸給表の「1級1号」との関係(単位:円)

	2013年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
最低賃金額	701	715	731	753	777	802	829	829
1級1号	135,600	137,600	140,100	141,600	142,600	144,100	146,100	146,100
時給換算額	780	792	806	815	820	829	841	841
最賃比	111.3%	110.8%	110.3%	108.2%	105.5%	103.4%	101.4%	101.4%

注①:最低賃金額は、各年の改定後の額とした。

注②:1級1号の「時給換算額」の計算にあたっては、公務職場における1月の平均所定労働時間は約154.4時間であるが、最低賃金の決定にあたって使用される1月の労働時間は173.8時間であるので、時給換算額も173.8時間で除して計算した。(小数点1位を四捨五入した)

④地域間格差の是正は何より急務

昨年の最低賃金の改正において山口県を含め7都道府県が引き上げをしませんでしたが、本県はそのうち最低賃金額が一番低く、しかも本県より高い最賃額の20県が引き上げたことが明らかになり、そのことはすべての非正規労働者をはじめ県内の労働者に大きな衝撃を与えました。

とりわけ、各ランク別で見ればDランク16県すべてが、またCランク14道県のうち12県が、さらにB・Aランクの県までもが引き上げている中で、地域間格差の解消が何よりも求められているCランクの本県が引き上げを行わないこととした経緯については審議会や専門部会の議事要旨からではまったく伺い知れませんが、本県だけが引き上げをしない特別な事情があるとは到底考えられず、このことは山口県における最低賃金の審議に対する信頼をも揺るがしかねないと言わざるを得ません。私たちは、地域間格差の是正のためにも現行の最低賃金の大幅引き上げが急務であると考えており、時給1,500円以上の早期実現、直ちに1,000円以上とすることを求めます。

特定最低賃金（改正）申出書形式審査一覧表

令和3年度申出時

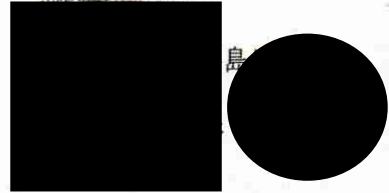
① 受付日	② 申出代表者	④ 申出産業の労働者数	⑤ 申出産業の基幹的労働者数 (A)	⑥ 申出人が代表する基幹的労働者数 (B)	⑦ B/A (%)	⑧ 添付書類等	⑨ 申出のケース別	改正・新設の別	⑩ その他
R3.7.1	③ 申出産業 基幹労連山口県本部 委員長 徳野 啓範	8,787	8,707	4,684	53.8	適	労働協約	改正	
	鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素材製造業 E231、E232、E233、E235(除く)、E22(E2211を除く)								
R3.7.1	電機連合山口地域連絡協議会 議長 清水 大助	3,828	3,544	1,284	36.2	適	労働協約	改正	
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 E28、E29(自動車用ワイヤハーネス製造業、E293、E2973(心電計製造業を除く)を除く)、E30								
R3.7.1	自動車総連山口地方協議会 議長 富田 悟史	16,810	16,044	8,561	53.0	適	労働協約	改正	
	輸送用機械器具製造業 E31(E314、E315、E319(E3191を除く)を除く)								
R3.7.1	UAゼンセン山口県支部 支部長 山本 章宏	3,185	2,901	1,517	52.2	適	労働協約	改正	
	百貨店、総合スーパー 1561								

注1 ④欄は、平成28年経済センサスの数字に令和3年1月8日までの変動を加味して算定した。

注2 ⑤欄は、当該産業の労働者数に、令和2年最低賃金に関する基礎調査結果で得られた当該産業別最低賃金適用除外数を加味して算定した。

2021年6月17日

山口労働局長 殿



申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、山口県鉄鋼業および非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

—記—

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山口県において、鉄鋼業および非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業を営む使用者に使用される労働者 8,707名

2. 金額改正を申し出る最低賃金の件名

山口県鉄鋼業および非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づいて最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。

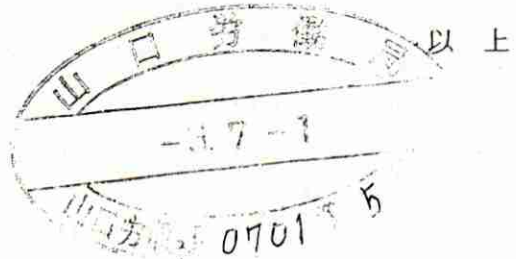
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	4,684人	=0.538>概ね3分の1以上
山口県における、鉄鋼業および非鉄金属精錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業を営む使用者に使用される労働者数	8,707人	

(最も低い) 労働協約の金額 = 162,100円/月額 (時間額 997円)

現在適用されている法定最低金額 = 967円/時間

5. 添付書類

①労働協約の写し、②申し出合意書および委任状、③山口県における鉄鋼業および非鉄金属製造業の事業所数と労働者数の概況およびこのうち賃金の当該労働協約の適用を受ける労働者の概数、④所定労働時間数および所定労働日数 (賃金の最低額が月額のみで表示されている場合)



1. 事業所数と労働者数の概要

山口県における鉄鋼業および非鉄金属製造業の事業所数と労働者数の概況

産 業 分 類		事業所数	労働者数〔名〕
E 22	鉄 鋼 業	56	7,095
E 23	非鉄金属精錬・精製業、非鉄金属・同 合金圧延業、非鉄金属素形材製造業	11	1,612
合 計		67	8,707

上記の内、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

No.	事業所名	組 合 名	適用労働者 数〔名〕
1	日本製鉄(株)九州製鉄所大分地区光鋼管部	日本製鉄大分労働組合光鋼管支部	232
2	日鉄ステンレス(株)山口製造所	日鉄ステンレス労働組合	1,577
3	(株)神戸製鋼所 長府製造所	神戸製鋼所労働組合 長府支部	726
4	東洋鋼板(株)下松事業所	東洋鋼板労働組合	862
5	丸一ステンレス鋼管(株)	丸一ステンレス鋼管労働組合	310
6	共英製鋼(株)山口事業所	共英製鋼労働組合	287
7	(株)宇部スチール	宇部スチール労働組合	108
8	吉川工業(株)	吉川工業労働組合光支部	84
9	濱田重工(株)光支店	濱田重工労働組合光支部	175
10	(株)アステック入江光支店	アステック入江労働組合光支部	97
11	彦島製錬(株)	彦島製錬労働組合	226
合 計			4,684

2. 所定労働時間および所定労働日数

事業所名	組合名	月間金額	月間所定労働日数	月間所定労働時間
日本製鉄(株)九州製鉄所 大分地区光鋼管部	日本製鉄大分労働組合 光鋼管支部	170,000 円	20.50 日 8,293 円/日	159.04 h 1,069 円/h
日鉄ステンレス(株) 山口製造所	日鉄ステンレス 労働組合	169,200 円	20.10 日 8,418 円/日	155.81 h 1,086 円/h
(株)神戸製鋼所 長府製造所	神戸製鋼所労働組合 長府支部	170,000 円	20.50 日 8,293 円/日	158.80 h 1,071 円/h
東洋鋼板(株)下松事業所	東洋鋼板労働組合	170,000 円	21.20 日 8,019 円/日	158.63 h 1,072 円/h
丸一ステンレス鋼管(株)	丸一ステンレス鋼管 労働組合	160,320 円	20.50 日 7,820 円/日	158.80 h 1,010 円/h
共英製鋼(株)山口事業所	共英製鋼労働組合	170,900 円	21.92 日 7,797 円/日	158.90 h 1,076 円/h
(株)宇部スチール	宇部スチール労働組合	174,600 円	20.00 日 8,730 円/日	160.00 h 1,091 円/h
吉川工業(株)光支店	吉川工業労働組合光支部	162,100 円	22.41 日 7,233 円/日	162.52 h 997 円/h
濱田重工(株)光支店	濱田重工労働組合光支部	165,000 円	21.08 日 7,828 円/日	163.39 h 1,010 円/h
(株)アステック入江光支店	アステック入江労働組合 光支部	163,000 円	21.00 日 7,761 円/日	162.75 h 1,001 円/h
彦島製錬(株)	彦島製錬労働組合	170,500 円	20.17 日 8,453 円/日	161.00 h 1,059 円/h

※賃金の最低額が月額のみで表示されている場合は、
月あたりの所定労働時間および所定労働日数で算出

2021年 6月 21日

山口労働局長 殿

電機連合山口地域連絡協議会
議長 清水大助
山口県下松市東豊井794番地

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記のとおり申出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
山口県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 3, 544名
2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名
山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
3. 申出の内容
上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数(又は使用者数)が概ね3分の1以上に達していること。

山口県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数は3, 544名であり、そのうち賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数は1, 284名(36.23%)となり、概ね3分の1に達している。

労働協約の賃金の最も低い額	=	986円/時間
現在適用されている法定最低賃金額	=	893円/時間

5. 添付資料
①労働協約の写し、②申出に関する合意書および申出代表者に対する委任状、③山口県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数、④所定労働時間数及び所定労働日数(賃金の最低額が月額のみで表示されている場合)



1. 事業所数と労働者数の概要

山口県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者数の概況

(E2922 内燃機関電装品製造業のうち自動車用ワイヤハーネス製造業、E293 民生用電気機械器具製造業及び E2973 医療用計測器製造業（心電計製造業を除く）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く）

産 業 分 類		事業所数	労働者数
E 28, 29, 30	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	84	3,544

上記のうち、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

	事 業 所 名	組 合 名	適用労働者数
1	パナソニック株式会社 IS社 デバイスソリューション事業部 山口工場	パナソニック デバイス労働組合 山口支部	342名
2	NGKエレクトロデバイス 株式会社	NGKエレクトロデバイス 労働組合	373名
3	ルネサスセミコンダクタマニュファ クチュアリング株式会社 山口工場	ルネサスグループ労働組合連合会 山口地区支部	216名
4	グローバルウェーハズ・ ジャパン株式会社 徳山工場	グローバルウェーハズ・ ジャパン労働組合徳山分会	220名
5	NJコンポーネント株式会社 山陽事業所	NJコンポーネント労働組合	133名
合 計			1,284名

2. 所定労働時間数および所定労働日数

賃金の最低額が月額のみで表示されている労働協約の場合、月額の労働時間
および所定労働日数の状況

事業場所名	組合名	月額金額	月間所定 労働日数	月間所定 労働時間
パナソニック株式会社 IS社 デバイスソリューション事業部 山口工場	パナソニック デバイス 労働組合 山口支部	164,500 円	19.8 日 (8,291 円)	153.70H (1,070 円)
NGKエレクトロデバイス 株式会社	NGKエレクトロデバイス 労働組合	158,300 円	20.0 日 (7,915 円)	160.60H (986 円)
ルネサスセミコンダクタマニ ュファクチュアリング株式会 社 山口工場	ルネサスグループ労働組合連 合会 山口地区支部	162,500 円	20.01 日 (8,120 円)	155.05H (1,048 円)
グローバルウェーハズ・ ジャパン株式会社 徳山工場	グローバルウェーハズ・ ジャパン労働組合徳山分会	169,500 円	19.8 日 (8,582 円)	158.00H (1,073 円)
NJコンポーネント株式会社 山陽事業所	NJコンポーネント労働組合	164,500 円	20.1 日 (8,193 円)	155.65H (1,057 円)

以上

山口労働局
局長 村井 完也 殿

議長 富田 倍史

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、山口県輸送用機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

—記—

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山口県において、山口県輸送用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者16,044名

2. 金額改正を申し出る最低賃金の件名

山口県輸送用機械器具製造業

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づいて最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	8,561人	=0.53 > 概ね3分の1以上
山口県における、輸送用機械器具製造業	16,044人	
(最も低い)労働協約の金額 = 160,290円/月額 (時間額 985円)		
現在適用されている法定最低金額 = 937円/時間		

5. 添付書類

①労働協約の写し、②申し出合意書および委任状、③山口県における輸送用機械器具製造業の事業所数と労働者数の概況およびこのうち賃金の当該労働協約の適用を受ける労働者の概数、④所定労働時間数および所定労働日数（賃金の最低額が月額のみで表示されている場合）

15以上



1. 事業所数と労働者数の概要

山口県における輸送用機械器具製造業の事業所数と労働者数の概況

産業分類		事業所数	労働者数(名)
E31	輸送用機械器具製造業	156	16,044

上記の内、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

NO.	事業所名	組合名	適用労働者数(名)
1	三菱重工業 下関造船所(株)	三菱重工労働組合 下関造船支部	599
2	サンセイ(株) 下関工場	サンセイ労働組合	51
3	MHI 下関エンジニアリング(株)	MHI 下関エンジニアリング労働組合	118
4	(株)日立製作所笠戸事業所	日立製作所労働組合笠戸支部	1,136
5	マツダ(株)	マツダ労働組合 山口県本部	4,145
6	デルタ工業(株)	デルタ工業労働組合	542
7	ダイキョーニシカワ(株)	ダイキョーニシカワ労働組合	724
8	南条装備工業(株)	南条装備工業労働組合	237
9	(株)ワイテック	ワイテック労働組合	370
10	(株)石崎本店	石崎本店労働組合	349
11	(株)キーレックス	キーレックス労働組合	290
12			
			8,561

(53.40%)

2. 所定労働時間および所定労働日数

事業所名	組合名	月間金額	月間所定労働日数	月間所定労働時間
三菱重工下関造船所(株)	三菱重工労働組合下関造船支部	172,000 円	20.00 日 8,600 円	160.00 h 1,075 円
サンセイ(株) 下関工場	サンセイ労働組合	160,000 円	19.70 日 8,122 円	158.00 h 1,013 円
MHI下関エンジニアリング(株)	MHI下関エンジニアリング労働組合	171,000 円	20.00 日 8,550 円	160.00 h 1,069 円
(株)日立製作所 笠戸事業所	日立製作所労働組合笠戸支部	164,500 円	20.08 日 8,193 円	155.62 h 1,058 円
マツダ(株)	マツダ労働組合	160,290 円	20.30 日 7,883 円	162.67 h 985 円
デルタ工業(株)	デルタ工業労働組合	170,248 円	20.30 日 8,371 円	162.66 h 1,046 円
ダイキョーニシカワ(株)	ダイキョーニシカワ労働組合	173,700 円	20.30 日 8,544 円	162.66 h 1,068 円
南条装備工業(株)	南条装備工業労働組合	165,000 円	20.33 日 8,117 円	162.66 h 1,015 円
(株)ワイテック	ワイテック労働組合	165,000 円	20.30 日 8,116 円	162.40 h 1,015 円
(株)石崎本店	石崎本店労働組合	164,000 円	20.30 日 8,079 円	162.67 h 1,008 円
(株)キーレックス	キーレックス労働組合	164,000 円	20.30 日 8,066 円	162.60 h 1,008 円

2021年6月28日

山口労働局
局長 村井 完也 殿

山口県周南市入船町1-8
番館201
山口県
山本

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、山口県百貨店、総合スーパーの最低賃金の改正の決定を下記の通り申出る。

—記—

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山口県において百貨店、総合スーパーを営む使用者に使用される労働者
2,901名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

山口県百貨店、総合スーパー最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数1,517人

= 52.2%

山口県における百貨店、総合スーパーを営む使用者に使用される労働者数2,901人

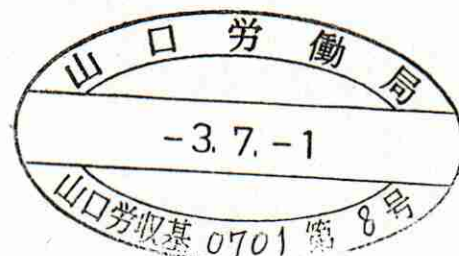
労働協約の賃金の最も低い額=860円/時間

現在適用されている法定最低賃金額=859円/時間

5. 添付書類

①労働協約の写し、②申出合意書及び委任状、③山口県における百貨店、総合スーパーの事業所数と労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数、所定労働時間数及び所定労働日数（賃金の最低額が月額のみで表示されている場合）

以上



1. 事業所数と労働者数の概要

山口県における百貨店、総合スーパーの事業所数と労働者数の概要

産業小分類	労働者数〔名〕
百貨店、総合スーパー	2,901
合計	2,901

上記の内、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

No.	企業名	組合名	適用労働者数〔名〕
	(株)大丸松坂屋百貨店	大丸松坂屋百貨店労働組合下関支部	104
	(株)フジ	フジユニオン	129
	(株)イズミ	全イズミ労働組合	1,071
	(株)サンリブ	サンリブユニオン	56
	(株)山口井筒屋	山口井筒屋労働組合	80
	イオンリテール株式会社	イオンリテールワーカーズユニオン	46
	(株)ミスターマックス	ミスターマックス労働組合	31
合計			1,517

[52.2%]

2. 所定労働時間および所定労働日数

企業名	組合名	月間金額	月間所定労働日数	月間所定労働時間・時給
(株)大丸松坂屋百貨店	大丸松坂屋百貨店労働組合下関支部	153,000	21日 7,285円	154h 993円
(株)フジ	フジユニオン	150,760	21日 7,179円	166.0h 908円
(株)全イズミ	全イズミ労働組合			860円
(株)サンリブ	サンリブユニオン	162,550	21日 7,740円	171.3h 949円
(株)山口井筒屋山口店	山口井筒屋労働組合	14,9000	21日 7,095円	173.5h 860円
イオンリテール株式会社	イオンリテールワーカーズユニオン (勤務地加算分含む)	158,000	20日 7,900円	160.0h 988円
(株)ミスターマックス	ミスターマックス労働組合	174,000	21日 8,286円	167.3h 1,040円

(写)

山口労発基 0726 第 1 号
令和 3 年 7 月 26 日

山口地方最低賃金審議会
会 長 濱島 清史 殿

山口労働局長
村井 完也

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の特定最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

記

- 1 山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金
- 2 山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 山口県輸送用機械器具製造業最低賃金
- 4 山口県百貨店、総合スーパー最低賃金

(写)

令和3年7月26日

山口労働局長

村井 完也 殿

山口地方最低賃金審議会

会 長 濱島 清史

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和3年7月26日付け山口労発基0726第 号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記の特定最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

記

- 1 山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金
- 2 山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 山口県輸送用機械器具製造業最低賃金
- 4 山口県百貨店、総合スーパー最低賃金

(写)

山口労発基 0726 第 2 号
令和 3 年 7 月 2 6 日

山口地方最低賃金審議会
会 長 濱島 清史 殿

山口労働局長
村井 完也

特定最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金
- 2 山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 山口県輸送用機械器具製造業最低賃金
- 4 山口県百貨店、総合スーパー最低賃金